

# 2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

## 目次

### [基準1] 使命・目的等

#### 1 1 使命・目的及び教育目的の設定

- ①意味・内容の具体性と明確性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 4
- ②簡潔な文章化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 5
- ③個性・特色の明示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 6
- ④変化への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 7

#### 1 2 使命・目的及び教育目的の反映

- ①役員、教職員の理解と支持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 8
- ②学内外への周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 9
- ③中長期的な計画への反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 10
- ④三つのポリシーへの反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 11
- ⑤教育研究組織の構成との整合性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 12

### [基準2] 学生

#### 2 1 学生の受入れ

- ①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知・・・・・・・・P. 13
- ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証・・・・・・・・P. 15
- ③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持・・・・・・・・・・・・・・・・P. 17

#### 2 2 学修支援

- ①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備・・・・・・・・P. 18
- ②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実・・・・・・・・P. 20

#### 2 3 キャリア支援

- ①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備・・・・・・・・P. 21

#### 2 4 学生サービス

- ①学生生活の安定のための支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 24

#### 2 5 学修環境の整備

- ①校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理・・・・・・・・P. 27
- ②実習施設、図書館等の有効活用・・・・・・・・・・・・・・・・P. 28
- ③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性・・・・・・・・P. 29
- ④授業を行う学生数の適切な管理・・・・・・・・・・・・・・・・P. 30

#### 2 6 学生の意見・要望への対応

- ①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用・・・・・・・・P. 31
- ②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用・・・・・・・・P. 32
- ③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用・・・・・・・・P. 34

## 2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

### [基準3] 教育課程

#### 3 1 単位認定、卒業認定、修了認定

- ①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 35
- ②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知・・・・・・・・P. 37
- ③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用・・・・・・・・・・・・・・・・P. 39

#### 3 2 教育課程及び教授方法

- ①カリキュラム・ポリシーの策定と周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 41
- ②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性・・・・・・・・・・・・・・・・P. 43
- ③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成・・・・・・・・・・・・・・・・P. 45
- ④教養教育の実施・・・・・・・・・・・・・・・・P. 47
- ⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施・・・・・・・・・・・・・・・・P. 49

#### 3 3 学修成果の点検・評価

- ①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用・・・・・・・・・・・・・・・・P. 51
- ②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック・・・・・・・・P. 52

### [基準4] 教員・職員

#### 4 1 教学マネジメントの機能性

- ①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮・・・・・・・・P. 53
- ②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築・・・・・・・・P. 54
- ③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性・・・・・・・・P. 55

#### 4 2 教員の配置・職能開発等

- ①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置・・・・・・・・P. 56
- ②FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施・・・・・・・・P. 58

#### 4 3 職員の研修

- ①SD (staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み・・・・・・・・P. 60

#### 4 4 研究支援

- ①研究環境の整備と適切な運営・管理・・・・・・・・・・・・・・・・P. 62
- ②研究倫理の確立と厳正な運用・・・・・・・・・・・・・・・・P. 64
- ③研究活動への資源の配分・・・・・・・・・・・・・・・・P. 66

### [基準5] 経営・管理と財務

#### 5 1 経営の規律と誠実性

- ①経営の規律と誠実性の維持・・・・・・・・・・・・・・・・P. 68
- ②使命・目的の実現への継続的努力・・・・・・・・・・・・・・・・P. 70
- ③環境保全、人権、安全への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・P. 71

## 2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

### 5 2 理事会の機能

- ①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性 . . . . . P. 72

### 5 3 管理運営の円滑化と相互チェック

- ①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化 . . . . . P. 73

- ②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性 . . . . . P. 74

### 5 4 財務基盤と収支

- ①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立 . . . . . P. 76

- ②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保 . . . . . P. 77

### 5 5 会計

- ①会計処理の適正な実施 . . . . . P. 78

- ②会計監査の体制整備と厳正な実施 . . . . . P. 79

## [基準 6] 内部質保証

### 6 1 内部質保証の組織体制

- ①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立 . . . . . P. 80

### 6 2 内部質保証のための自己点検・評価

- ①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有 . . . . . P. 81

- ②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析 . . . . . P. 83

### 6 3 内部質保証の機能性

- ①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性 . . . . . P. 84

## [基準 A] 地域貢献

- A 1 ①目的・テーマなど . . . . . P. 85

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 1-1-①意味・内容の具体性と明確性

基準 1	使命・目的等
領域	使命・目的、教育目的
1-1	使命・目的及び教育目的の設定
1-1-①	意味・内容の具体性と明確性
評価の視点に関する自己判定の留意点	使命・目的及び教育目的を学則などに具体的に明文化しているか。
基準項目全体に関する自己判定の留意点	使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものとなっているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	学則に「大学の目的」(教育目標、人材育成の目的)を、また、寄附行為に「法人の目的」を、それぞれ具体的に明確に表現している。使命・目的、教育目的については、掲載する各媒体において、その整合性・一貫性が保たれている。媒体により異なる表現などは無く、趣旨が一貫したものとなっている。
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使命・目的、教育目的などを示す資料</li> <li>・ 個性・特色に関する大学の自己認識を示す資料 (関係部分)</li> <li>・ 使命・目的、教育目的の改正があれば、その改定の理由と経緯を示す資料</li> </ul> 学則、寄附行為、大学案内、HP、札大みらいフロンティア・プラン
改善・向上方策 (将来計画)	現時点では、課題、問題点は見当たらないが、より分かり易い表現に工夫していくなど、定期的に見直しを図ることとする。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和 3 年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究科又は専攻ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的が学則などに定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 学部又は学科ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的が学則などに定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育法第 83 条 (目的)</li> <li>・ 大学設置基準第 2 条 (教育研究上の目的)、第 40 条の 4 (大学等の名称)</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 1-1-②簡潔な文章化

基準 1	使命・目的等
領域	使命・目的、教育目的
1-1	使命・目的及び教育目的の設定
1-1-②	簡潔な文章化
評価の視点に関する自己判定の留意点	使命・目的及び教育目的をわかりやすく簡潔に文章化しているか。
基準項目全体に関する自己判定の留意点	使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものとなっているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	使命・目的等（建学の精神、教育目標、教育目的等）について、それぞれ明瞭かつ簡潔に表現している。媒体により異なる表現などは無く、趣旨が一貫したものとなっている。
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使命・目的、教育目的などを示す資料</li> <li>・ 個性・特色に関する大学の自己認識を示す資料（関係部分）</li> <li>・ 使命・目的、教育目的の改正があれば、その改定の理由と経緯を示す資料</li> </ul> <p>学則、寄附行為、大学案内、HP、札大みらいフロンティア・プラン</p>
改善・向上方策 (将来計画)	現時点では、課題、問題点は見当たらないが、より分かり易い表現に工夫していくなど、定期的に見直しを図ることとする。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和 3 年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究科又は専攻ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的が学則などに定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 学部又は学科ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的が学則などに定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育法第 83 条（目的）</li> <li>・ 大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）、第 40 条の 4（大学等の名称）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 1-1-③個性・特色の明示

基準 1	使命・目的等
領域	使命・目的、教育目的
1-1	使命・目的及び教育目的の設定
1-1-③	個性・特色の明示
評価の視点に関する自己判定の留意点	使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。
基準項目全体に関する自己判定の留意点	使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものとなっているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	学則に、本学地域共創学群の設置理念である「地域共創力を身に付けた人材の育成」について、また、寄附行為に、「地域の発展に貢献する人材の育成」について、それぞれ具体的に記述している。媒体により異なる表現などは無く、趣旨が一貫したものとなっている。
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使命・目的、教育目的などを示す資料</li> <li>・ 個性・特色に関する大学の自己認識を示す資料（関係部分）</li> <li>・ 使命・目的、教育目的の改正があれば、その改定の理由と経緯を示す資料</li> </ul> 学則、寄附行為、大学案内、HP、札大みらいフロンティア・プラン
改善・向上方策 (将来計画)	現時点では、課題、問題点は見当たらないが、大学の目的に、本学が目指す教育や、求める人材などについて、個性や特色を反映できるよう、表現方法などを定期的に見直していくこととする。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和3年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究科又は専攻ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的が学則などに定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 学部又は学科ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的が学則などに定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育法第 83 条（目的）</li> <li>・ 大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）、第 40 条の 4（大学等の名称）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 1-1-④変化への対応

基準 1	使命・目的等
領域	使命・目的、教育目的
1-1	使命・目的及び教育目的の設定
1-1-④	変化への対応
評価の視点に関する自己判定の留意点	社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか。
基準項目全体に関する自己判定の留意点	使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものであるか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	これまで、法人及び教学の将来計画を検討する「中長期構想検討委員会」などを母体として検討を重ねており、現在は、「札大みらいフロンティア・プラン」中長期構想・中期計画の単年度ごとの PDCA の点検・検証として評価及び公表を実施している。他大学の動きや社会情勢等を十分加味しながら、当委員会に加え教授会や専門委員会などにおいても、適宜見直しの機会を設けている。また、これらについては、全教職員の意見を反映できるような健全で風通しのよい体制（職場）が構築されている。媒体により異なる表現などは無く、趣旨が一貫したものである。
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使命・目的、教育目的などを示す資料</li> <li>・個性・特色に関する大学の自己認識を示す資料（関係部分）</li> <li>・使命・目的、教育目的の改正があれば、その改定の理由と経緯を示す資料</li> </ul> 学則、寄附行為、大学案内、HP、札大みらいフロンティア・プラン
改善・向上方策 (将来計画)	現時点では、課題、問題点は見当たらないが、社会情勢や他大学の動きなどにも留意し、教育目的などの見直しを進めていく。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和 3 年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究科又は専攻ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的が学則などに定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・学部又は学科ごとに人材の養成に関する目的やその他の教育上の目的が学則などに定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第 83 条（目的）</li> <li>・大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）、第 40 条の 4（大学等の名称）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 1-2-① 役員、教職員の理解と支持

基準 1	使命・目的等
領域	使命・目的、教育目的
1-2	使命・目的及び教育目的の反映
1-2-①	<b>役員、教職員の理解と支持</b>
評価の視点に関する自己判定の留意点	<b>使命・目的及び教育目的の策定並びに見直しに役員、教職員が関与・参画しているか。</b>
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	「教育目標」「人材育成の目的」などについては、学則に記述されており、学則を変更する際は評議員会（役員、教職員が構成員となっている）に諮問した後、理事会（同）に答申し、その議を経て当局へ届出している。このため、この件に関し、関係者が充分関与・参画しており、共通な理解が得られている。また、寄附行為を変更する場合も同様の審議過程を辿っている。このほか、大学の中長期構想・中期計画の見直しについても、関係者が参画・議論している。
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使命・目的及び教育目的の策定及び改定への役員、教職員の関与・参画の状況を示す資料</li> <li>・ 使命・目的及び教育目的を学内外へ周知するための方法・手段を示す資料</li> <li>・ 中長期的な計画と使命・目的及び教育目的との関係を示す資料</li> <li>・ 三つのポリシーと使命・目的及び教育目的との関係を示す資料</li> <li>・ 教育研究組織に関する規則及びその構成を示す組織図・資料</li> </ul> <p>学則、寄附行為、大学案内、HP、札幌みらいフロンティア・プラン</p> <p>評議員会議事録、理事会議事録、常勤理事会議事録、教育研究協議会議事録、組織規程、事業報告書</p>
改善・向上方策 (将来計画)	現時点では、課題、問題点は見当たらないが、今後も、教職員がこの事項に関わることができるよう、法令などを遵守しつつ、議論の場をしっかりと設け適正な判断や、効率的な運営を心掛けたい。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和 3 年度判断例	・ 事業に関する中期的な計画が作成されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育法第 85 条（学部）</li> <li>・ 学校教育法施行規則第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）</li> <li>・ 大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）、第 3 条（学部）、第 4 条（学科）、第 5 条（課程）、第 6 条（学部以外の基本組織）、第 57 条（外国に設ける組織）</li> <li>・ 私立学校法第 45 条の 2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。



2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 1-2-②学内外への周知

基準 1	使命・目的等
領域	使命・目的、教育目的
1-2	使命・目的及び教育目的の反映
1-2-②	<b>学内外への周知</b>
評価の視点に関する自己判定の留意点	<b>使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。</b>
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	大学HPのほか、大学案内、履修のてびきなどの各種印刷物で周知している。また「建学の精神」「教育目標」を記載した木製パネルと、正面壁面にラテン語による教育目標を展示(ロゴ化)・装飾し、来学者が見て分かり易いよう工夫している。
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使命・目的及び教育目的の策定及び改定への役員、教職員の関与・参画の状況を示す資料</li> <li>・使命・目的及び教育目的を学内外へ周知するための方法・手段を示す資料</li> <li>・中長期的な計画と使命・目的及び教育目的との関係を示す資料</li> <li>・三つのポリシーと使命・目的及び教育目的との関係を示す資料</li> <li>・教育研究組織に関する規則及びその構成を示す組織図・資料</li> </ul> <p>HP、木製パネル、ロゴ</p>
改善・向上方策 (将来計画)	現時点では、課題、問題点は見当たらないが、大学の目的などを、より分かり易くするため、表現の工夫などに努めていきたい。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和 3 年度判断例	<b>・事業に関する中期的な計画が作成されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</b>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第 85 条(学部)</li> <li>・学校教育法施行規則第 165 条の 2(策定の方針)、第 172 条の 2(情報の公表)</li> <li>・大学設置基準第 2 条(教育研究上の目的)、第 3 条(学部)、第 4 条(学科)、第 5 条(課程)、第 6 条(学部以外の基本組織)、第 57 条(外国に設ける組織)</li> <li>・私立学校法第 45 条の 2(予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画)</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 1-2-③中長期的な計画への反映

基準 1	使命・目的等
領域	使命・目的、教育目的
1-2	使命・目的及び教育目的の反映
1-2-③	中長期的な計画への反映
評価の視点に関する自己判定の留意点	使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	札幌大学中長期構想「札大みらいフロンティア・プラン」に示されている「3つの札大像」「新・札大ミッション」「推進する教育の重点事業」などの項目は、教育の質的向上を目指した大学の重要な取り組みのひとつであり、これらを含む各施策については、大学の中長期にわたる使命・目的を反映させているとともに、広く社会に公表している。
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使命・目的及び教育目的の策定及び改定への役員、教職員の関与・参画の状況を示す資料</li> <li>・使命・目的及び教育目的を学内外へ周知するための方法・手段を示す資料</li> <li>・中長期的な計画と使命・目的及び教育目的との関係を示す資料</li> <li>・三つのポリシーと使命・目的及び教育目的との関係を示す資料</li> <li>・教育研究組織に関する規則及びその構成を示す組織図・資料</li> </ul> <p>学則、寄附行為、大学案内、HP、札大みらいフロンティア・プラン</p>
改善・向上方策 (将来計画)	中長期構想・中期計画の検証は、担当部署との意見交換等を踏まえ、実情を勘案しつつ、また予算積算とも関連させながら実施している。本学の将来構想の実現に向けて、これらは計画的に進められており、適宜業務改善との連動を図っている。今後も、この態勢を維持・向上させていきたい。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和 3 年度判断例	・事業に関する中期的な計画が作成されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第 85 条 (学部)</li> <li>・学校教育法施行規則第 165 条の 2 (方針の策定)、第 172 条の 2 (情報の公表)</li> <li>・大学設置基準第 2 条 (教育研究上の目的)、第 3 条 (学部)、第 4 条 (学科)、第 5 条 (課程)、第 6 条 (学部以外の基本組織)、第 57 条 (外国に設ける組織)</li> <li>・私立学校法第 45 条の 2 (予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画)</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 1-2-④三つのポリシーへの反映

基準 1	使命・目的等
領域	使命・目的、教育目的
1-2	使命・目的及び教育目的の反映
1-2-④	三つのポリシーへの反映
評価の視点に関する自己判定の留意点	使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、一貫性や整合性があり、教学（学長及び教授会）において充分検討された後、法人の議を経て公表している。大学の目的などはこの3ポリシーに集約・反映されている。
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使命・目的及び教育目的の策定及び改定への役員、教職員の関与・参画の状況を示す資料</li> <li>・使命・目的及び教育目的を学内外へ周知するための方法・手段を示す資料</li> <li>・中長期的な計画と使命・目的及び教育目的との関係を示す資料</li> <li>・三つのポリシーと使命・目的及び教育目的との関係を示す資料</li> <li>・教育研究組織に関する規則及びその構成を示す組織図・資料</li> </ul> <p>学則、寄附行為、大学案内、HP、札大みらいフロンティア・プラン</p>
改善・向上方策 (将来計画)	大学の目的と3ポリシーとの関係をより密接にし、適切性と整合性を高めていくこととしたい。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和3年度判断例	・事業に関する中期的な計画が作成されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第85条（学部）</li> <li>・学校教育法施行規則第165条の2（方針の策定）、第172条の2（情報の公表）</li> <li>・大学設置基準第2条（教育研究上の目的）、第3条（学部）、第4条（学科）、第5条（課程）、第6条（学部以外の基本組織）、第57条（外国に設ける組織）</li> <li>・私立学校法第45条の2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 1-2-⑤教育研究組織の構成との整合性

基準 1	使命・目的等
領域	使命・目的、教育目的
1-2	使命・目的及び教育目的の反映
1-2-⑤	<b>教育研究組織の構成との整合性</b>
評価の視点に関する自己判定の留意点	使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	本学は、いわゆる「教教分離型」大学である。学生が所属する組織・教育課程（学部学科）は「地域共創学群人間社会学域（9専攻）」であり、教員が所属する組織は「学系」（研究分野ごとの6つの組織）となっており、これらは、教育研究上、有為に、かつ、密接に連携している。大学の目的などを達成するための教育研究組織は、適正に設置されている。
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使命・目的及び教育目的の策定及び改定への役員、教職員の関与・参画の状況を示す資料</li> <li>・ 使命・目的及び教育目的を学内外へ周知するための方法・手段を示す資料</li> <li>・ 中長期的な計画と使命・目的及び教育目的との関係を示す資料</li> <li>・ 三つのポリシーと使命・目的及び教育目的との関係を示す資料</li> <li>・ 教育研究組織に関する規則及びその構成を示す組織図・資料</li> </ul> <p>学則、寄附行為、</p>
改善・向上方策 (将来計画)	本学の教育研究組織は、代議員会制を採用しており、教員の意見・要望を広く募り、全学的な意見集約の下、業務判断を行っている。これにより事案を整理していく意味での組織体制は整備されているといえるが、今後も様々な教育改革を進めていくうえで、教職員から多様な意見を聴取していくことは極めて重要である。そのために学長は、個々人はもとより、教育研究協議会（教授会）や専門委員会、事務局など組織とも相互に連携を密にし、十分な検討を重ねていくこととする。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和3年度判断例	・ 事業に関する中期的な計画が作成されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育法第 85 条（学部）</li> <li>・ 学校教育法施行規則第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）</li> <li>・ 大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的）、第 3 条（学部）、第 4 条（学科）、第 5 条（課程）、第 6 条（学部以外の基本組織）、第 57 条（外国に設ける組織）</li> <li>・ 私立学校法第 45 条の 2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 2-1-①教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

基準 2	学生
領域	学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応
2-1	学生の受入れ
2-1-①	教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
評価の視点に関する自己判定の留意点	教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。
基準項目全体に関する自己判定の留意点	入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>本学のアドミッション・ポリシーについては、大学ホームページ、入学者選抜要項において公表している。</p> <p>学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、「建学の精神」のもと、「教育目標」に謳われる「生気に溢れ、知性豊かな、信頼される人間」に成長するために、身につける能力として＜知識・技能＞、＜思考力・判断力・表現力＞、＜主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性等）＞の3分野において具体的に示している。入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、上記に基づき、高校等で身につけておくことが望ましいこと、入試制度毎に、どのような実施形態で、どのような能力を評価するかを明文化している。</p> <p>留学生入試については、SUICCが主体となり、試験問題の作成から入試実施まで全般を担当している。</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アドミッション・ポリシーを示す資料</li> <li>・ アドミッション・ポリシーと入学者受入れ方法との関連を示す資料</li> <li>・ 収容定員及び入学定員と学生数の現状との対比を示す資料</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アドミッション・ポリシーを示す資料</li> <li>・ アドミッション・ポリシーと入学者受入れ方法との関連を示す資料</li> </ul> <p style="text-align: center;">2023入学者選抜要項</p> <p style="text-align: center;">札幌大学 HP (<a href="https://www.sapporo-u.ac.jp/univ-guide/outline/policy.html">https://www.sapporo-u.ac.jp/univ-guide/outline/policy.html</a>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収容定員及び入学定員と学生数の現状との対比を示す資料</li> </ul> <p style="text-align: center;">札幌大学 HP (<a href="https://www.sapporo-u.ac.jp/img/2022_nyugaku_zaiyakusya.pdf">https://www.sapporo-u.ac.jp/img/2022_nyugaku_zaiyakusya.pdf</a>)</p>
改善・向上方策 (将来計画)	
自己点検評価委員会	
PDCA委員会	
参考) 令和3年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アドミッション・ポリシーが定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ アドミッション・ポリシーが公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 学科の収容定員超過について、1.3倍以上の場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 学科の収容定員充足率が0.7倍未満の場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 学年進行中の学科の在籍学生数について、年次ごとの入学定員の合計の1.3倍を大幅に超えており、指導に支障を来すと認められる場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 学年進行中の学科の在籍学生数（通信制の学科を除く。）について、年次ごとの入学定員の合計の0.5倍未満の場合は、学科ごとの状況に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> </ul>

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

	<p>・大学院の学生の収容定員超過については、研究科ごとの状況を踏まえて判断し、著しく超過しており、指導に支障を来すと認められる場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</p>
<p>関連法令等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第 90 条（入学資格）、第 108 条（短期大学）、第 122 条（大学への編入学）、第 132 条（大学への編入学）</li> <li>・学校教育法施行規則第 150 条～ 154 条（入学資格に関する細目）、【第 161 条、第 162 条、第 178 条、第 186 条（編入学、転学等）】、第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）</li> <li>・大学設置基準第 2 条の 2（入学者選抜）、第 18 条（収容定員）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 2-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学受入れの実施とその検証

基準 2	学生
領域	学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応
2-1	学生の受入れ
2-1-②	アドミッション・ポリシーに沿った入学受入れの実施とその検証
評価の視点に関する自己判定の留意点	アドミッション・ポリシーに沿って、入学受入れなどを公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用し、その検証を行っているか。
基準項目全体に関する自己判定の留意点	入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>本学の入試制度は、アドミッション・ポリシーに沿って入学受入れなどを公正に行っている。また、本学進学を強く希望する生徒に応えるよう、多様な入試制度を用意している。</p> <p>高等学校、中等教育学校等における学習を評価し、基礎学力を持つ生徒を受け入れる「一般選抜」「大学入学共通テスト利用選抜」、本学の指定した基準を満たし、学校長が推薦する生徒を対象とした「学校推薦型選抜」、取得資格、課外活動等における成果、地域貢献活動等への参加等、自らの課題に向けて積極的に行動することを評価する「総合型選抜」がある。</p> <p>基礎学力を持つ生徒を受け入れる「一般選抜」「大学入学共通テスト利用選抜」は、基礎学力に加え、得意教科を持っている生徒を受け入れている。また、ハイレベル入試を設け、特待生として相応しい学力を備えた生徒の受け入れも積極的に行っている。</p> <p>多様な資格、活動歴を持つ生徒を受け入れている「総合型選抜」は、小論文・書類審査・個人面接による総合評価を行っている。自己推薦入試（資格）においては、高等学校長会が推奨する資格を中心に具体的な資格名を公表、本学進学を強く望む生徒の目標値になっている。また、学校推薦型選抜指定校制では、全体評定が 4.3 以上を対象とした学業特待生制度を設け、本学進学を強く望む生徒の目標値になっている。課外活動を評価する課外活動入試は、スポーツに優れ、目標に向かって努力する生徒の受け入れを積極的に行っている。</p> <p>上記の入試実施に関しては、副学長（入試担当）を本部長とする体制を取り、合否判定にあたっては、年度当初の教育研究協議会（教授会）において、了承された各入試制度の合否判定基準に基づき、厳正に行っている。</p> <p>本学の入試問題は、従前より大学自ら作成を行っている。</p> <p>作成体制については、「入試問題作成責任者会議」を設け、全体責任者（入試担当副学長）を中心に、科目責任者、さらに科目責任者の下に作成メンバーを配置し、入試問題作成を行っている。</p> <p>入試問題作成は、科目責任者を中心に原案作成を行い、常に細心の注意を払いながら、校正を3～4回、入試問題完成後1回校正、入学試験直前1回校正、入学試験直後1回（合格発表前）校正と長時間かけて校正作業を行っている。</p> <p>ミス防止の対策として、入試問題作成に関与しない点検メンバーを配置し、そのメンバーが2～3回、入試問題点検を行っている。点検内容は、科目間の問題重複や問題と解答用紙の整合性などをきめ細かくチェックするようにしている。</p> <p>アドミッション・ポリシーに沿った検証については、事務局で作成したアセスメントプラン（案）</p>

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

	に沿って、テスト的に検証を行った。
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アドミッション・ポリシーを示す資料</li> <li>・アドミッション・ポリシーと入学者受入れ方法との関連を示す資料</li> <li>・収容定員及び入学定員と学生数の現状との対比を示す資料</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アドミッション・ポリシーを示す資料</li> <li>・アドミッション・ポリシーと入学者受入れ方法との関連を示す資料</li> </ul> <p style="text-align: center;">2023 入学者選抜要項</p> <p style="text-align: center;">札幌大学 HP (<a href="https://www.sapporo-u.ac.jp/univ-guide/outline/policy.html">https://www.sapporo-u.ac.jp/univ-guide/outline/policy.html</a>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収容定員及び入学定員と学生数の現状との対比を示す資料</li> </ul> <p style="text-align: center;">札幌大学 HP (<a href="https://www.sapporo-u.ac.jp/img/2022_nyugaku_zaigakusya.pdf">https://www.sapporo-u.ac.jp/img/2022_nyugaku_zaigakusya.pdf</a>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメント・プラン (案)</li> <li>・アセスメント・プラン (案) に沿った点検結果。</li> </ul>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>将来的には、入試問題完成後、第三者（学外機関）による検証体制を導入し、ミス防止を徹底することも検討している。</p> <p>次年度、アセスメント・プラン(案)を成案化し、これに沿った検証を実施する。</p>
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和3 年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アドミッション・ポリシーが定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・アドミッション・ポリシーが公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・学科の収容定員超過について、1.3 倍以上の場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・学科の収容定員充足率が0.7 倍未満の場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・学年進行中の学科の在籍学生数について、年次ごとの入学定員の合計の 1.3 倍を大幅に超えており、指導に支障を来すと認められる場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・学年進行中の学科の在籍学生数（通信制の学科を除く。）について、年次ごとの入学定員の合計の 0.5 倍未満の場合は、学科ごとの状況に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> <li>・大学院の学生の収容定員超過については、研究科ごとの状況を踏まえて判断し、著しく超えており、指導に支障を来すと認められる場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第 90 条（入学資格）、第 108 条（短期大学）、第 122 条（大学への編入学）、第 132 条（大学への編入学）</li> <li>・学校教育法施行規則第 150 条～ 154 条（入学資格に関する細目）、【第 161 条、第 162 条、第 178 条、第 186 条（編入学、転学等）】、第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）</li> <li>・大学設置基準第 2 条の 2（入学者選抜）、第 18 条（収容定員）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。



2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

基準 2	学生
領域	学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応
2-1	学生の受入れ
2-1-③	入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持
評価の視点に関する自己判定の留意点	教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。
基準項目全体に関する自己判定の留意点	入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	入学定員の充足率は、入学定員を 900 人から 800 人に減じた 2020 年度以降、入学定員充足率 100%前後で推移している。また、収容定員充足率についても入学定員を減じた 2020 年度以降 80%を超え、2022 年度は 90%を超えている。
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アドミッション・ポリシーを示す資料</li> <li>・ アドミッション・ポリシーと入学者受入れ方法との関連を示す資料</li> <li>・ 収容定員及び入学定員と学生数の現状との対比を示す資料</li> <li>・ アドミッション・ポリシーを示す資料</li> <li>・ アドミッション・ポリシーと入学者受入れ方法との関連を示す資料</li> </ul> 2023 入学者選抜要項 札幌大学 HP ( <a href="https://www.sapporo-u.ac.jp/univ-guide/outline/policy.html">https://www.sapporo-u.ac.jp/univ-guide/outline/policy.html</a> ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 収容定員及び入学定員と学生数の現状との対比を示す資料</li> </ul> 札幌大学 HP ( <a href="https://www.sapporo-u.ac.jp/img/2022_nyugaku_zaiyakusya.pdf">https://www.sapporo-u.ac.jp/img/2022_nyugaku_zaiyakusya.pdf</a> )
改善・向上方策 (将来計画)	入学定員、収容定員とも 100%を目指すよう広報・渉外の施策を講じていく。
自己点検評価委員会	入学定員、収容定員の充足状況が経年で分かる資料を準備すること
PDCA 委員会	
参考) 令和 3 年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アドミッション・ポリシーが定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ アドミッション・ポリシーが公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 学科の収容定員超過について、1.3 倍以上の場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満の場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 学年進行中の学科の在籍学生数について、年次ごとの入学定員の合計の 1.3 倍を大幅に超えており、指導に支障を来すと認められる場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 学年進行中の学科の在籍学生数（通信制の学科を除く。）について、年次ごとの入学定員の合計の 0.5 倍未満の場合は、学科ごとの状況に応じて、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 大学院の学生の収容定員超過については、研究科ごとの状況を踏まえて判断し、著しく超えており、指導に支障を来すと認められる場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育法第 90 条（入学資格）、第 108 条（短期大学）、第 122 条（大学への編入学）、第 132 条（大学への編入学）</li> <li>・ 学校教育法施行規則第 150 条～ 154 条（入学資格に関する細目）、【第 161 条、第 162 条、第 178 条、第 186 条（編入学、転学等）】、第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）</li> <li>・ 大学設置基準第 2 条の 2（入学者選抜）、第 18 条（収容定員）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 2-2-①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

基準 2	学生
領域	学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応
2-2	学修支援
2-2-①	教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
評価の視点に関する自己判定の留意点	教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学内に教務委員会を設置し、学修支援に関する事項を所管し、方針や計画、実施体制の意思決定を行っている。【資料 2-2-①-1～2】</li> <li>・ 令和 4 年度の教務委員会の体制としては、教務担当副学長（1 人）が委員長となり、委員は 6 学系及び女子短期大学部 2 学科から 1 人を選出、教務課長の 1 人と合わせ 9 人が委員として構成している。【資料 2-2-①-2】</li> <li>・ 学修支援の体制として、教員によるアドバイザー制と事務職員による学生サポート体制を導入している。【資料 2-2-①-3】</li> <li>・ 教員によるアドバイザー制は、1 年次における入門演習及び基礎演習の担当教員が担い、演習内で学生生活や学修指導を実施しているほか、定期的な個人面談をとおり、学生の履修状況や成績、学修態度等の把握に努め、学修支援にあたっている。【資料 2-2-①-3】</li> <li>・ 事務職員による学生サポート体制は、主に学務部教務課の専攻担当事務職員が、欠席が多い学生を毎週確認し、必要であれば、電話連絡や面談等を行い、学生の学修意欲の醸成に努めている。【資料 2-2-①-2】</li> <li>・ 学修に役立つよう、3 ポリシーやカリキュラム、学修方法の概要を掲載した「履修のてびき」、シラバスを掲載した「シラバス講義要綱」、教職課程や資格課程の履修学生のため「教職・資格のてびき」の冊子それぞれ作成し、学生に配布している【資料 2-2-①-3-4】</li> <li>・ 各セメスターの始期に、ガイダンス・オリエンテーション期間を設け、専攻担当教員による「専攻別ガイダンス（全学年）」や教務担当事務職員による「教務ガイダンス（1 年生）」を実施し、カリキュラムや単位制度、成績評価などの具体的な説明を行っている。また、同期間に、学修生活に必要な、奨学金制度の説明を学生課担当職員から行っている。【資料 2-2-①-5】</li> <li>・ 1 年生への学修支援として、ガイダンス・オリエンテーション期間に、本学の LMS として位置付けている「総合学生支援システム アイトス」の利用方法や履修方法の説明を実施している。「総合学生支援システム アイトス」は、時間割や一週間単位の休講・補講情報、教室変更が一目で確認できるうえ、成績や修得単位の確認やレポート課題の提出が行えます。科目担当教員や事務職員からのお知らせ配信機能を備え、学生の学修支援を行うツールとして機能しています。【資料 2-2-①-3 及び 5】</li> </ul>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学修支援に関する方針・計画・実施体制を示す資料</li> <li>・ 職員・TA などによる学修の支援体制を示す資料</li> <li>・ 中途退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策の検討状況などを示す資料</li> </ul> <p>【資料 2-2-①-1】 札幌大学委員会に関する規程</p> <p>【資料 2-2-①-2】 札幌大学教務委員会に関する学務要領</p>

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

	<p>【資料 2-2-①-3】履修のてびき</p> <p>【資料 2-2-①-4】シラバス <a href="https://syllabus.sapporo-u.ac.jp/index.html">https://syllabus.sapporo-u.ac.jp/index.html</a></p> <p>【資料 2-2-①-5】2022年度ガイダンス・オリエンテーション日程表</p> <p>【資料 2-2-①-5】総合学生支援システム『アイトス』マニュアル</p>
改善・向上方策 (将来計画)	
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
関連法令等	・大学設置基準第2 条の3 (教員と事務職員等の連携及び協働)、第25 条 (授業の方法)

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 2-2-②TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

基準 2	学生
領域	学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応
2-2	学修支援
2-2-②	TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実
評価の視点に関する自己判定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。</li> <li>・オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。</li> <li>・障がいのある学生への配慮を行っているか。</li> <li>・中途退学、休学及び留年などへの対応策を行っているか。</li> </ul>
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の教育活動を支援するための TA、SA を配置している。【資料 2-2-②-1】</li> <li>・全専任教員による、オフィスアワーを実施しており、「シラバス」及び「総合学生支援システム『アイトス』」において、全学生に周知している【資料 2-2-②-2-3】。</li> <li>・中途退学、休学や留年などへの対応策として、各セメスターのガイダンス・オリエンテーション時期に修得単位数や GPA が一定の基準を下回る学生に対し、学修の個別指導及び履修指導を目的に個別面談を実施している。【資料 2-2-②-3】。</li> </ul> <p>障がいのある学生には、ノートテイク、保護者との同時受講等を認めている。このほか、車椅子利用者の授業補助等の支援も行っている。</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学修支援に関する方針・計画・実施体制を示す資料</li> <li>・職員・TA などによる学修の支援体制を示す資料</li> <li>・中途退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策の検討状況などを示す資料</li> </ul> <p>【資料 2-2-②-1】 学校法人札幌大学ティーチング・アシスタント規程</p> <p>【資料 2-2-②-2】 シラバス <a href="https://syllabus.sapporo-u.ac.jp/index.html">https://syllabus.sapporo-u.ac.jp/index.html</a></p> <p>【資料 2-2-①-3】 履修のてびき</p>
改善・向上方策 (将来計画)	
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
関連法令等	・ 大学設置基準第 2 条の 3 (教員と事務職員等の連携及び協働)、第 25 条 (授業の方法)

※※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 2-3-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

基準 2	学生
領域	学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応
2-3	キャリア支援
2-3-①	教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備
評価の視点に関する自己判定の留意点	・インターンシップを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。 ・就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>学生の社会的・職業的自立に向けては、教育課程内においても教育課程外においても指導する体制を整えている。</p> <p>教育課程内には、キャリアアップ科目としてキャリアデザインⅠからキャリアデザインⅧまで開設し、1年次の春学期から4年次の秋学期まですべての学期でキャリア科目を実施している。1年次春学期は、学内就職課職員が中心となってチームティーチングに取り組み教育担当者2人1組で全5クラスを15回、合計150回の運営をした。入学後のガイダンス・オリエンテーションで1年次生全員にキャリアデザインⅠの履修を呼びかけ、2022年度の1年次春学期の履修登録率は98.0%、単位習得率は90.8%（履修者784人、単位AA～B712人、D72人）であった。3年次春学期のキャリアデザインⅡは、学外の講師に委託し、履修登録率は97.0%であった。3年次春学期のキャリアデザインⅤでは、「働くとは」や「自己実現」また「SDGs」等についての学びとVPI職業興味検査の実施、秋学期ⅥではSPI対策やエントリーシート作成など、より実践的な内容に取り組んだ。4年次対象のキャリアデザインⅦ・Ⅷは2019年カリキュラム開始以来初の対象学年を迎え、卒業後の社会で活躍するための準備としてコミュニケーションスキルやダイバーシティについて取り上げた。キャリア科目には他に業界事情A（サービス業）・B（金融業）を開講し、現役実務家の方々による招聘講義を中心に業界・企業理解を深める機会とした。</p> <p>教育課程外としては、アドバイザー教育職員が個別面談やゼミナール活動を通じて学生に寄り添った指導をしている。事務職員による指導体制としては、学務部就職課が就職支援全般を担当している。就職担当には、事務職員4人、臨時職員3人、業務委託職員4人を配置している。</p> <p>担当職員による個別面談は原則として事前予約制（9：00～16：00）としているが、突発的な相談にも対応できるように、午前と午後に各1人をフリー面談者として配置している。個別面談の予約は1回30分を基本に、連続で2回まで予約できるようにしており、履歴書・エントリーシートの添削、個別の面接練習、業界研究や企業研究の仕方のアドバイス等を行っているほか、就職活動にかかわる様々な相談に応じている。</p> <p>2022年6月には、就職課キャリアサポートセンターの場所を学生食堂や書籍・購買部が配置されている学内施設の2階へ移すとともに、広いフロアを活かしてフリースペースにブースを設置し、学生のプライバシーに配慮した形での面談やフリースペースを活用した複数人でのグループ面談など柔軟な対応が可能となっている。2階は11:00から13:00まで学生の昼食スペースとなっているが、他の時間は地域連携課と就職課が共同で「未来創生スクエア」とし、学生の</p>

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

	<p>活動グループ「キャリア・ラボ」の拠点、企業が半日常駐し学生と談笑が出来る企業交流スペース、ワールド・カフェなどのイベントを行うなど、様々な形での活用が進んでいる。</p> <p>また、急ぎの場合や、遠方の就職活動場所からは電話での相談もあり、直接面談、オンライン面談（Teams・zoomの活用）、電話相談を合わせると1年間（2022年1月～2022年12月）で6,795件程となっている。企業の採用活動がオンラインを活用したものになり、学生の就職活動についてもオンラインへの対応が必要になった。そのため、機材を持っていなかったり、通信環境が整わなかったりする学生の就職活動をサポートするために、「WEB 就活スタジオ」を設置した。学内にパソコンや動画撮影用カメラ（SONY ZV-1）、マイク、照明などを備えた静寂な環境を整えており、自己PR動画の撮影やオンライン面接を受ける際などに活用している。</p> <p>就職ガイダンスは毎年4月初旬のガイダンス・オリエンテーション期間に学年別に行っているほか、7月から翌月までは3年生を対象とする様々な就職講座を開催し、3月1日からの就職活動本番に備えている。ほとんどの就職講座は、就職担当の事務職員が行うが、実践講座（集団模擬面接／グループディスカッション）、合同企業説明会事前解説セミナーなどの場合は、企業の採用担当者や就職情報会社に応援を仰いでいる。</p> <p>就職支援の一環として、キャリアサポートセンターでは、資格取得講座や公務員試験対策講座を開講（講座は専門学校等に業務委託）している。業務委託に関わり、委託契約書には「大学が必要に応じて講座を参観することができる」という条項を入れており、講座の内容・質の確保を担保している。</p> <p>インターンシップについては、本学が加盟している「北海道地域インターンシップ推進協議会」から割り振られる企業・団体を中心に、本学独自に開拓した企業、連携協定を締結した企業・自治体等に毎年学生を派遣している。本学独自の開拓については、2月下旬から企業等にインターンシップ受け入れの依頼を行い、6月に学生と企業等とのマッチング、7月の事前研修（1回目：インターンシップの目的、2回目：マナー講座）を経て、主に8月・9月に派遣している。令和4（2022）年度の夏季休業期間に派遣した学生数は55人で、派遣先（企業・自治体）は34か所である。また、インターンシップ業務を主に担当する事務職員を1名配置している。この他にも、本学ではポータルサイト・掲示板等において、企業等が独自に公募し実施するインターンシップや就職支援サイトがとりまとめているインターンシップなどの情報を提供するとともに、積極的な参加を推進している。</p>
<p>エビデンス (上記を裏付けるもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア支援に関する教育課程上及びその他の教育としての取組み状況を示す資料</li> <li>・就職・進路先の実態及びその取組み状況を示す資料</li> <li>・シラバス</li> <li>・就職講座スケジュール</li> <li>・資格取得講座委託契約書</li> <li>・インターンシップ実施の流れ</li> <li>・インターンシップ派遣先</li> </ul>
<p>改善・向上方策 (将来計画)</p>	<p>自立した社会人・職業人と成長させるべく、指導体制、支援体制は整備されているものと判断する。インターンシップへの参加は、就職の意識付けに十分効果を発揮している。事務局全体が、学生が気軽に相談できるような環境づくりに努め、学生との交友な関係を構築しているので、</p>

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

	今後も自己点検しながら支援体制を構築し、地域に貢献できる人材育成に努める。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
関連法令等	・大学設置基準第 42 条の 2（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 2-4-① 学生生活の安定のための支援

基準 2	学生
領域	学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応
2-4	学生サービス
2-4-①	学生生活の安定のための支援
評価の視点に関する自己判定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。</li> <li>・ 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを適切に行っているか。</li> <li>・ 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。</li> </ul>
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>本学の学内・学外の学生生活の支援等の学生サービス、厚生補導については、主に学務部学生課が所管している。学生課は 5 人の職員と臨時職員 1 人で構成されており、奨学金に関する相談・申込、自動車通学の申込、学生教育研究傷害保険の申込・請求等の他、学生生活における事故やトラブル等、あらゆる相談を受けている。学務部は大学キャンパスの中心に位置し、学生にとって利便性の高い中央棟 1 階に設置し、教務課、学生課、入試課を配置している。いずれも、カウンターに仕切りを設けず、テーブル席を多数設けることにより、学生からの問い合わせ、相談がしやすい雰囲気を作りだしている。</p> <p>学生生活を経済面から支える奨学金制度としては、本学独自の奨学金、日本学生支援機構奨学金、札幌市をはじめとする行政による奨学金、民間企業の奨学金等がある。</p> <p>本学独自の奨学金制度として、特別給奨学金、生活支援奨学金及びウレシパ奨学金を設けている。特別給付奨学金は、直前の学期の修得単位が 14 単位以上で各学年の GPA 上位 5 人に、授業料の半額相当額を給付する「成績優秀特別奨学金〔給付制〕」がある。生活支援奨学金は、経済的に修学が困難かつ学業成績の基準を満たした者に状況に応じて授業料の半額相当額か 100,000 円を支給する「生活支援奨学金（学業）〔給付制〕」、経済的に修学が困難で人物及び課外活動における資質が優れている者に授業料の「全額」「半額」「1/4」「入学金」相当額を給付する「生活支援奨学金（課外活動）〔給付制〕」、経済的に修学が困難であり本学が定める入試制度で合格し、所定の手続きによって選考された者に授業料の「全額」「半額」「入学金」相当額を給付する「生活支援奨学金（学業・入学）〔給付制〕」がある。また、家計が急変した者に対しては、「緊急生活支援奨学金〔貸与制〕」を設けている。所定の要件を満たすアイヌ子弟などに対して支給する「ウレシパ奨学金〔給付制〕」があり、大学独自の奨学金の中でも異彩を放っている。</p> <p>【資料（札幌大学奨学生規程）】（図表 札幌大学奨学金）</p> <p>日本学生支援機構の奨学金は、学生の約 53.3%が受給しており、学生生活を送るにあたって、大きな支えとなっている。</p> <p>これらの奨学金説明会を 4 月上旬、ガイダンス・オリエンテーション期間に実施している。新入生は、日本学生支援機構奨学金の新規採用者、予約採用者別に実施、在学生は、新規採用者向けの説明会を大学独自の奨学金の説明会と併せて実施している。</p> <p>「生活支援奨学金（課外活動）〔給付制〕」、「生活支援奨学金（学業・入学）〔給付制〕」は入学試験とリンクする制度であり、出願時に出願資格を周知し、入学手続き時に入学後の奨学金継続要件を周知する文書の発送をもって手続きされる。【資料（課外活動優秀者支援申請書兼確認</p>



2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

	<p>書)】、【資料（入学手続書類封入の札幌大学奨学金規程抜粋）】奨学金は、家計状況、学業成績、入学試験の成績、課外活動の実績等、それぞれの奨学金制度によって、資格要件を定め、採用を行っている。【資料（札幌大学奨学生規程）】</p> <p>本学では、学生自治会、学生自治会傘下の団体である外局、体育連合会、文化連合会が課外活動を活発に行っている。学生課では、これらに所属する団体へ支援を行うため、各団体の情報の取り纏め、全国大会遠征費の補助、対外試合の申請受付、体育施設の貸し出し、遠征用大型・中型バスの手配、指導者懇談会の開催、指導者のスポーツ保険の取り纏め、学校推薦型選抜課外活動、自己推薦選抜課外活動の入試の出願書類受付等の業務を行っている。遠征費の補助は、予選となる北海道大会の順位、大会開催地によって金額を決めている。また、保護者を中心とした札幌大学後援会においても、全国大会、東日本大会への遠征補助を行っている。【資料（課外活動推進に関わる経費補助取扱要領）】</p> <p>また、ボランティア活動を希望する学生に対しては、札幌大学インターコミュニケーションセンター（通称：SUICC）において、各ボランティアの紹介、受付を行っている。ボランティア活動は、学内問わず、自主的な活動や研修等を通じて深く社会とかがわり、問題発見力、解決能力など社会人として求められる実践的な力を養うことができ、各活動には、教職員が責任者として関わっており、様々なサポートをしている。</p> <p>学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等への対応については、学生の健康面は医務室、心的支援や生活相談等は学生相談室が担当している。医務室では、専門的知見を持つ職員が健康診断や健康相談を行い、毎週木曜日は健康相談日として学校医が対応している。これらの相談により支援内容が心的支援・生活指導である場合には、学生相談室との連携を図っている。【資料（医務室活動報告）】</p> <p>学生相談室では新入生を対象に学生精神健康調査 UPI（University Personality Inventory）を実施し、支援が必要と判断した場合には、来室を呼び掛けている。来室学生には初回面接を行い、面接の終結、継続面接、週に1度来室している精神科医との連携の必要性のいずれかを判断する。精神科医は相談学生に対し医療行為を行うのではなく、医療介入の必要性の有無を判断し専門医療機関との連携を行っている。【資料（学生相談室活動報告）】</p> <p>学生からの要望は、学生自治会執行部から学生課へ行われており、情報交換や情報共有は頻繁に行われている。本学には学生FD委員会があり、在学生、教育職員、事務職員との教育内容、福利厚生に関わる事項についての意見交換、改善についての話し合いの場を設けている。</p>
<p>エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・留学生、社会人を含む学生への支援状況を示す資料</li> <li>・学生の課外活動などへの支援状況を示す資料</li> <li>・学生相談室、保健室などの利用状況を示す資料</li> <li>・奨学金給付・貸与状況を示す資料</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌大学奨学金</li> <li>・札幌大学奨学金規程</li> <li>・課外活動優秀者支援申請書兼確認書</li> <li>・課外活動推進に関わる経費補助取扱要領</li> <li>・医務室活動報告</li> <li>・学生相談室活動報告</li> </ul>

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

<p>改善・向上方策 (将来計画)</p>	<p>安定した学生生活を支援するため、学生支援オフィスを設置し、適切に対応している。学生には国や地方公共団体等、公的な奨学金制度を紹介している他、本学独自の奨学金制度を設け、社会情勢に応じた生活支援及び対応にあたってきており、今後も改善を継続していく。</p> <p>本学は、アクティブ・ラーニング推奨の観点から、課外活動・ボランティア活動を正課教育と並び重要視している。体育館内に課外活動支援室を設け、専任の職員がおり、課外活動の推進及び支援にあっている。</p> <p>令和3(2021)年12月には、「SUcole(スコーレ)」が完成し、講義棟には、最新の ICT 機器を設置している。大講義室および中講義室のすべての教室には、追尾カメラ(登壇者の動きをリアルタイムで追いかける自動カメラ)が設置され、ハイフレックス授業(対面・遠隔の両方にて同レベルの質が保たれる授業形態のこと)に対応している。また、アクティブ・ラーニングに対応するため、フレキシブルに教室内の設備や広さ等を変えられる環境にしている。</p> <p>実際に活動をする学生からの意見を募り、分析・検討しさらに良い活動が出来るように努める。</p>
<p>自己点検評価委員会</p>	
<p>PDCA 委員会</p>	
<p>参考) 令和3年度判断例</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生相談室及び保健室などが設置されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 学生相談室、保健室などの運営や人員の配置に問題がある場合は、その状況に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> </ul>
<p>関連法令等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学設置基準第 42 条(厚生補導の組織)</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 2-5-①校地、校舎等の学習環境の整備と適切な運営・管理

基準 2	学生
領域	学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応
2-5	学修環境の整備
2-5-①	校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
評価の視点に関する自己判定の留意点	教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、付属施設などの施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。
基準項目全体に関する自己判定の留意点	施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	20万㎡を超える広大なキャンパスに6棟の校舎、2棟の学生会館、6つの外部運動場施設（野球場、サッカー場、第2球技場、陸上競技場、テニスコート、パークゴルフ場）、付属図書館、2棟の屋内体育館等を備えている。校舎の耐震化を計画に則して順次進めている。
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	・施設・設備の安全管理やメンテナンスに関する規則、運用方針、運用計画等及び管理体制を示す資料 ・授業（講義、演習、実験など）のクラスサイズを示す資料 札幌大学キャンパス整備の方向（平成31年3月）
改善・向上方策 (将来計画)	令和5年度中の2号館解体を以て校舎耐震化計画の第1期を完了する。第2期は体育館の耐震化を念頭に、入学者数動向や社会情勢を鑑みながら令和5年度から設計業務に着手する計画。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
関連法令等	・大学設置基準第24条（授業を行う学生数）、第34条（校地）、第35条（運動場）、第36条（校舎等施設）、第37条（校地の面積）、第37条の2（校舎の面積）、第38条（図書等の資料及び図書館）、第39条（附属施設）、第39条の2（薬学実務実習に必要な施設）、第40条（機械、器具等）、第40条の2（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）、第40条の3（教育研究環境の整備）、第47条（共同学科に係る校地の面積）、第48条（共同学科に係る校舎の面積）、第49条（共同学科に係る施設及び設備）、第58条（学校教育法第103条に定める大学についての適用除外）、第60条（段階的整備）

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 2-5-②実習施設、図書館等の有効活用

基準 2	学生
領域	学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応
2-5	学修環境の整備
2-5-②	<b>実習施設、図書館等の有効活用</b>
評価の視点に関する自己判定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。</li> <li>・適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。</li> <li>・教育目的の達成のため、コンピュータなどのICT環境を適切に整備しているか。</li> </ul>
基準項目全体に関する自己判定の留意点	施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>本学図書館は和洋あわせて約76万冊を超える図書を所有し、道内上位の施設。閲覧席は約500席、1階はラーニングコモンズを備え、様々な学習用途に対応できる。平日9時～19時30分。土曜日は13時まで開館しており、授業時間外の利用にも活用されている。</p> <p>6号館3～4階の2フロアは全室情報教育設備が整備されている。2フロア合計約400台のパソコンを備え、授業のない教室においては、学生が自由に使用することが可能。カメラ・マイク・ヘッドホンを接続することができ、遠隔授業にも対応する。</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設備の安全管理やメンテナンスに関する規則、運用方針、運用計画など及び管理体制を示す資料</li> <li>・授業（講義、演習、実験など）のクラスサイズを示す資料</li> <li>・札幌大学図書館（ホームページ公開情報）</li> <li>・情報教育設備 設置構成</li> </ul>
改善・向上方策 (将来計画)	情報教育設備は2020年に5年リースで導入し、間もなく3年目を迎える。5年のリース満了時に備え、現在の機器の故障・老朽状況を調査し、更新の必要性を検討する。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学設置基準第24条（授業を行う学生数）、第34条（校地）、第35条（運動場）、第36条（校舎等施設）、第37条（校地の面積）、第37条の2（校舎の面積）、第38条（図書等の資料及び図書館）、第39条（附属施設）、第39条の2（薬学実務実習に必要な施設）、第40条（機械、器具等）、第40条の2（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）、第40条の3（教育研究環境の整備）、第47条（共同学科に係る校地の面積）、第48条（共同学科に係る校舎の面積）、第49条（共同学科に係る施設及び設備）、第58条（学校教育法第103条に定める大学についての適用除外）、第60条（段階的整備）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

基準 2	学生
領域	学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応
2-5	学修環境の整備
2-5-③	<b>バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性</b>
評価の視点に関する自己判定の留意点	<b>施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮しているか。</b>
基準項目全体に関する自己判定の留意点	<b>施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。</b>
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>本校校舎は図書館を除き玄関にスロープが設置されている。図書館は隣接する 6 号館と 2 階部分で接続されているため、スロープがなくても図書館に車いすでの入館は可能となっている。エレベータが備わっていない校舎が存在するが、かつて車いす学生が在籍していた際は、教室変更等により、当該学生の履修機会を確保した実績がある。</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設備の安全管理やメンテナンスに関する規則、運用方針、運用計画など及び管理体制を示す資料</li> <li>・授業（講義、演習、実験など）のクラスサイズを示す資料</li> </ul> <p>校舎バリアフリー対応状況表</p>
改善・向上方策 (将来計画)	図書館 1 階の外部玄関へのスロープ設置を検討する。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学設置基準第 24 条（授業を行う学生数）、第 34 条（校地）、第 35 条（運動場）、第 36 条（校舎等施設）、第 37 条（校地の面積）、第 37 条の 2（校舎の面積）、第 38 条（図書等の資料及び図書館）、第 39 条（附属施設）、第 39 条の 2（薬学実務実習に必要な施設）、第 40 条（機械、器具等）、第 40 条の 2（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）、第 40 条の 3（教育研究環境の整備）、第 47 条（共同学科に係る校地の面積）、第 48 条（共同学科に係る校舎の面積）、第 49 条（共同学科に係る施設及び設備）、第 58 条（学校教育法第 103 条に定める大学についての適用除外）、第 60 条（段階的整備）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 2-5-④授業を行う学生数の適切な管理

基準 2	学生
領域	学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応
2-5	学修環境の整備
2-5-④	授業を行う学生数の適切な管理
評価の視点に関する自己判定の留意点	授業を行う学生数（クラスサイズなど）は教育効果を十分上げられるような人数となっているか。
基準項目全体に関する自己判定の留意点	施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>各科目の履修上限人数は 200 人を基本とし、外国語科目は 1 クラスあたり 30 人程度で編成。基盤教育科目の「英語」については、入学時のプレースメントテストの結果に基づき、習熟度別にクラスを編成し教育効果を高める工夫を行っている。</p> <p>また、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス対策として、着席可能な座席の指定や教室の収容率に上限を設けるなど、学生が安心して授業に取り組める環境づくりに取り組んでいる。令和 4 年度は、各教室の収容可能人数を緩和し、98.8%の科目で対面授業を実施している。</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設備の安全管理やメンテナンスに関する規則、運用方針、運用計画など及び管理体制を示す資料</li> <li>・授業（講義、演習、実験など）のクラスサイズを示す資料</li> <li>・令和 3 年度第 32 回教育研究協議会議事録及び資料 3 号</li> <li>・令和 4 年 3 月 25 日付報告書「令和 4 年度授業の実施方針について」</li> <li>・令和 4 年 3 月 25 日付稟議書「令和 4 年度授業における欠席の取扱い及び留意事項について」</li> <li>・令和 4 年 1 月 31 日付稟議書「英語のプレースメントテストについて」</li> <li>・令和 4 年 9 月 15 日付報告書「令和 4 年度秋学期の遠隔授業について」</li> </ul>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>基盤教育科目の一部の外国語科目で 1 クラスあたりの履修人数が 50 人を超えるなど、外国語学習としては相応しくない環境となっている。本学の財政上の懸念もあるが、1 クラスあたりの人数が 30 人を下回るようクラス数の増加等を検討する。</p>
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学設置基準第 24 条（授業を行う学生数）、第 34 条（校地）、第 35 条（運動場）、第 36 条（校舎等施設）、第 37 条（校地の面積）、第 37 条の 2（校舎の面積）、第 38 条（図書等の資料及び図書館）、第 39 条（附属施設）、第 39 条の 2（薬学実務実習に必要な施設）、第 40 条（機械、器具等）、第 40 条の 2（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）、第 40 条の 3（教育研究環境の整備）、第 47 条（共同学科に係る校地の面積）、第 48 条（共同学科に係る校舎の面積）、第 49 条（共同学科に係る施設及び設備）、第 58 条（学校教育法第 103 条に定める大学についての適用除外）、第 60 条（段階的整備）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 2-6-①学習支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

基準 2	学生
領域	学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応
2-6	学生の意見・要望への対応
2-6-①	学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
評価の視点に関する自己判定の留意点	学生への学修支援に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>学修支援に関する学生の意見・要望についての把握は、「学生による授業改善アンケート」の実施により行われている。</p> <p>アンケートの集計結果をFD・SD委員会や学系FDミーティングにて検討し、改善・向上のための検討に取り入れている。また、ホームページに掲載し学生へのフィードバックを行っている。</p> <p>結果が著しく低い場合や自由記述欄で特に問題があると思われるコメントが記されている場合については、FD・SD委員会より、学長や教務委員長に伝達を行い、当該科目担当教員に早急な改善を求めている。</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生への学修支援についての満足度調査及びその分析結果に関する資料、学生からの要望をくみ上げ、支援するシステムに関する資料</li> <li>・ 学生生活についての満足度調査及びその分析結果に関する資料、学生からの要望をくみ上げ、支援するシステムに関する資料</li> <li>・ 施設・設備についての満足度調査及びその分析結果に関する資料、学生からの要望をくみ上げ、支援するシステムに関する資料</li> </ul> <p><a href="https://www.sapporo-u.ac.jp/univ-guide/project/fd.html">https://www.sapporo-u.ac.jp/univ-guide/project/fd.html</a></p>
改善・向上方策 (将来計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「授業改善アンケート」について、学生の理解度や進捗度、質問・要望等を履修学生に確認し、授業内容や教授法を調整する機会を当該学期中に設け、改善につなげられるよう、15週の授業の場合は10講義目を目途に実施していきたい。</li> <li>・ 学修支援の効果について、学修成果、学生休退学、および満足度を指標として精査し、課題を明らかとして対応を進める必要がある。</li> <li>・ 「授業改善アンケート」の教育内容・方法だけではなく、教育環境、学生支援・学生対応、就職支援、学生生活等に関する事項について、学生支援・学生サービスの満足度を把握する「満足度調査」の導入を検討する。</li> </ul>
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
関連法令等	

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 2-6-②心身に関する健康診断、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の

活用

基準 2	学生
領域	学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応
2-6	学生の意見・要望への対応
2-6-②	心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
評価の視点に関する自己判定の留意点	学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映しているか。
基準項目全体に関する自己判定の留意点	
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>・ 心身に関する健康相談</p> <p>医務室及び学生相談室が担当している。医務室では学校医、学生相談室では精神科医との連携を図り、相談内容によっては双方の連携を行っている。特に、学生相談室での案件については、定期的開催される「学生相談室運営会議」において委員（委員長 学生担当副学長）に共有されており、意見・要望の対応を検討している。全学的には報告書によって分析結果等を周知し、教育活動や学生指導、学生対応に活用している。【資料 学生相談室活動報告】</p> <p>・ 経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望</p> <p>令和 2 年度より、コロナ禍において学びの継続を断念することがないよう、「新型コロナウイルス感染症緊急総合対策」を継続して実施おり、年度毎に学生からの要望を参考に支援対策の設計を行っている。【資料 新型コロナウイルス感染症緊急総合対策募集要項】</p> <p>上記経済的支援をはじめとした学生生活に関する学生の意見・要望については、学生自治会が取りまとめ、学生課との情報共有、情報交換を行っている。</p> <p>また、大学の修学支援や教育環境、キャリア支援などについて、学生と学長が意見交換し、学生生活や大学運営をより良いものにするを目的に、学長との懇談会「ようこそ、学長室へ」を定期的開催している。【学長との懇談会「ようこそ、学長室へ！」開催要領】</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<p>・ 学生への学修支援についての満足度調査及びその分析結果に関する資料、学生からの要望をくみ上げ、支援するシステムに関する資料</p> <p>・ 学生生活についての満足度調査及びその分析結果に関する資料、学生からの要望をくみ上げ、支援するシステムに関する資料</p> <p>・ 施設・設備についての満足度調査及びその分析結果に関する資料、学生からの要望をくみ上げ、支援するシステムに関する資料</p> <p>・ 学生相談室活動報告</p> <p>・ 新型コロナウイルス感染症緊急総合対策募集要項</p> <p>・ 学長との懇談会「ようこそ、学長室へ！」開催要領</p>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>・ 健康相談</p> <p>学生満足度が更に高まるよう、学生の要望・意見を真摯に受けとめ、適切な対応を今後も継続していく。また、合理的配慮の義務化に伴い、学内体制（アクセシビリティ委員会の設置等）の整備を進めていく。</p> <p>・ 経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望</p>



2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

	社会情勢に応じた学生支援の充実のため、学長との懇談会含め、学生からの意見等を参考に更なる分析・検討を行い、実施していくことができるよう努める。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
関連法令等	

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 2-6-③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

基準 2	学生
領域	学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応
2-6	学生の意見・要望への対応
2-6-③	学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
評価の視点に関する自己判定の留意点	施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	施設・設備を含め、学修環境に関する意見などをくみ上げるシステムが構築されておらず、学生の要望に沿った改善、対応が行われていない。
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生への学修支援についての満足度調査及びその分析結果に関する資料、学生からの要望をくみ上げ、支援するシステムに関する資料</li> <li>・ 学生生活についての満足度調査及びその分析結果に関する資料、学生からの要望をくみ上げ、支援するシステムに関する資料</li> <li>・ 施設・設備についての満足度調査及びその分析結果に関する資料、学生からの要望をくみ上げ、支援するシステムに関する資料</li> </ul>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>学生の満足度をより向上させる観点からも、次のとおり改善策を講じていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学生の要望を聴き、満足度を測定するため、恒常的に調査を実施する。なお、そのデータを長期にわたって保存する。</li> <li>・ FD と SD (学生からの評価等) の実態と関連させながら、点検と検証を重ね、常に効果的な施策を構築する。</li> <li>・ 学長・学生懇談会(学長室へようこそ)に実施についての記載をする。</li> </ul>
自己点検評価委員会	「学生満足度調査(仮)」を恒常的に実施してください
PDCA 委員会	
関連法令等	

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 3-1-①教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

基準 3	教育課程
領域	卒業認定、教育課程、学修成果
3-1	単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-①	教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
評価の視点に関する自己判定の留意点	教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>大学：大学については、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を策定し、ホームページ及び履修のてびきで明示し周知している。【資料 3-1-①-4】</p> <p>◎札幌大学 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）</p> <p>○建学の精神「生氣あふれる開拓者精神」のもと、「地域共創」の理念を体現し、教育目標に謳われる「生氣に溢れ、知性豊かな、信頼される人間」に成長し、以下に掲げる資質を身につけ、所定の単位を取得した学生に学位を授与します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DP1：専門分野についての理解を深め、必要な知識と技能を身につけている</li> <li>・DP2：関連する分野についての知識と技能を身につけている</li> <li>・DP3：必要な情報を収集し、客観的に正しく評価できる</li> <li>・DP4：修得した知識や技能をもとに、よりよい解決策を見出すことができる</li> <li>・DP5：未知のものに挑戦し、粘り強くやりぬくことができる</li> <li>・DP6：他者を尊重し、多様な価値を認めることができる</li> </ul> <p>・学士課程に4年以上在籍し、基盤教育科目から38単位以上（外国語1言語4単位を含む）、専門科目62単位以上（自専攻科目50単位及びゼミナール8単位（ゼミナールⅥ必修）を含む）、合計124単位以上修得すること</p> <p>大学院：大学院については、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を策定し、ホームページ、研究科案内・募集要項、学生便覧で明示し周知している。【資料 3-1-①-1～3】</p> <p>◎地域・文化学研究科 ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）</p> <p>○地域・文化学への深い理解と行動力を有し、行政機関や教育界をはじめ幅広く社会で活躍できる専門性を身につけ、次の条件を全て満たした者に学位を授与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修士課程に2年以上在籍し、所定の授業科目の中から、32単位以上を修得すること。</li> <li>・必要な研究指導を受けること。</li> <li>・修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格すること。</li> </ul>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディプロマ・ポリシーを示す資料</li> <li>・単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などを示す資料</li> <li>・単位認定など成績評価の公平性のための工夫、GPA (Grade Point Average) などの活用状況を示す資料</li> <li>・学位審査基準及び学位審査手続きの実際を示す資料</li> </ul> <p>【資料 3-1-①-1】 HP 掲載 URL : <a href="https://grad.sapporo-u.ac.jp/course/culture.html">https://grad.sapporo-u.ac.jp/course/culture.html</a></p> <p>【資料 3-1-①-2】 研究科（修士課程）の概要（令和5(2023)年度研究科案内・募集要項 p6）</p>

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

	<p>【資料 3-1-①-3】 地域・文化科学研究科の教育理念・目標、教育方針について（令和 4(2022)年度 【資料 3-1-①-4】 履修のてびき</p>
改善・向上方策 (将来計画)	
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和 3 年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディプロマ・ポリシーが定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ディプロマ・ポリシーが公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・学部及び研究科において、成績評価基準が設定されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・学部及び研究科のシラバスなどにおいて、授業計画及び成績評価基準が全ての科目について示されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・研究科において、学位論文に係る評価に当たっての基準が設定されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・編入学・転学を除き、他大学における既修得単位の認定単位数の上限を設定していない場合及び 61 単位以上に設定している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第 87 条（修業年限）、第 88 条（相当期間の修業年限への通算）、第 89 条（修業年限の特例）、104 条（学位）、第 105 条（証明書の交付）</li> <li>・学校教育法施行規則第 4 条（学則の記載事項）、第 146 条～ 149 条（修業年限及びその特例に関する細目）、第 163 条の 2（学修証明書の交付）、第 164 条（特別の課程及び履修証明書）、第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）、第 173 条（準用規定）</li> <li>・大学設置基準第 21 条（単位）、第 25 条の 2（成績評価基準等の明示等）、第 27 条（単位の授与）、第 27 条の 3（連携開設科目に係る単位の認定）、第 28 条（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等）、第 29 条（大学以外の教育施設等における学修）、第 30 条（入学前の既修得単位等の認定）、第 31 条（科目等履修生等）、第 32 条（卒業の要件）、第 33 条（授業時間制をとる場合の特例）、第 44 条（共同教育課程に係る単位の認定）、第 45 条（共同学科に係る卒業の要件）</li> <li>・学位規則第 2 条（学士の学位授与の要件）、第 10 条（専攻分野の名称）、第 10 条の 2（共同教育課程に係る学位授与の方法）、第 13 条（学位規程）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点3-1-②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

基準 3	教育課程
領域	卒業認定、教育課程、学修成果
3-1	単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-②	ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
評価の視点に関する自己判定の留意点	ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知の上、厳正に適用しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>大学：履修した授業科目に係る単位認定は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、学則（第 24 条、第 25 条及び第 26 条）及び札幌大学学位学務規程に則り適正に行われている。単位認定基準、卒業認定基準は学則に定め、「履修のてびき」に明記している。各科目の到達目標と成績評価基準・方法は、シラバスに明記し周知している。【資料 3-1-②-4-6】</p> <p>大学院：履修した授業科目に係る単位認定は、ディプロマ・ポリシーを踏まえて、学則（第 12 条、第 13 条）及び札幌大学学位学務規程に則り適正に行われている。単位認定基準、修了認定基準は学則に定め、学生便覧に明記している。各科目の到達目標と成績評価基準・方法は、シラバスに明記し周知している。【資料 3-1-②-1~3】</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディプロマ・ポリシーを示す資料</li> <li>・単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などを示す資料</li> <li>・単位認定など成績評価の公平性のための工夫、GPA (Grade Point Average) などの活用状況を示す資料</li> <li>・学位審査基準及び学位審査手続きの実際を示す資料</li> </ul> <p>【資料 3-1-②-1】札幌大学大学院学則（令和 4(2022)年度地域・文化科学研究科 便覧 p1）</p> <p>【資料 3-1-②-2】札幌大学学位学務規程（令和 4(2022)年度地域・文化科学研究科 便覧 p9）</p> <p>【資料 3-1-②-3】シラバス（令和 4(2022)年度地域・文化科学研究科 便覧 p32~71）</p> <p>【資料 3-1-②-4】札幌大学学則</p> <p>【資料 3-1-②-5】履修のてびき</p> <p>【資料 3-1-②-6】シラバス <a href="https://syllabus.sapporo-u.ac.jp/index.html">https://syllabus.sapporo-u.ac.jp/index.html</a></p>
改善・向上方策 (将来計画)	
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和 3 年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディプロマ・ポリシーが定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ディプロマ・ポリシーが公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・学部及び研究科において、成績評価基準が設定されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・学部及び研究科のシラバスなどにおいて、授業計画及び成績評価基準が全ての科目について示されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・研究科において、学位論文に係る評価に当たっての基準が設定されていない場合は、「改善を</li> </ul>

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

	<p>要する点」として指摘し、公表する。          ・編入学・転学を除き、他大学における既修得単位の認定単位数の上限を設定していない場合及び61単位以上に設定している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</p>
<p>関連法令等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第87条（修業年限）、第88条（相当期間の修業年限への通算）、第89条（修業年限の特例）、104条（学位）、第105条（証明書の交付）</li> <li>・学校教育法施行規則第4条（学則の記載事項）、第146条～149条（修業年限及びその特例に関する細目）、第163条の2（学修証明書の交付）、第164条（特別の課程及び履修証明書）、第165条の2（方針の策定）、第172条の2（情報の公表）、第173条（準用規定）</li> <li>・大学設置基準第21条（単位）、第25条の2（成績評価基準等の明示等）、第27条（単位の授与）、第27条の3（連携開設科目に係る単位の認定）、第28条（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等）、第29条（大学以外の教育施設等における学修）、第30条（入学前の既修得単位等の認定）、第31条（科目等履修生等）、第32条（卒業の要件）、第33条（授業時間制をとる場合の特例）、第44条（共同教育課程に係る単位の認定）、第45条（共同学科に係る卒業の要件）</li> <li>・学位規則第2条（学士の学位授与の要件）、第10条（専攻分野の名称）、第10条の2（共同教育課程に係る学位授与の方法）、第13条（学位規程）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 3-1-③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

基準 3	教育課程
領域	卒業認定、教育課程、学修成果
3-1	単位認定、卒業認定、修了認定
3-1-③	単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用
評価の視点に関する自己判定の留意点	ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知の上、厳正に適用しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>大学：卒業認定は、所定の授業科目及び単位を取得し、卒業認定基準を満たした者を、学長が卒業を認定している。【資料 3-1-③-1 及び 3】</p> <p>大学院：修了認定は、所定の単位を取得し修士論文の審査に合格した者を、研究科委員会の議を経て学長が承認している。修士論文の審査においては、札幌大学学位学務規程に則り、中間発表を経て提出された論文を 3 名（主査 1 名、副査 2 名）で口頭試問による審査を行い、研究科委員会の議を経て学長が承認している。【資料 3-1-③-1～2】</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディプロマ・ポリシーを示す資料</li> <li>・単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などを示す資料</li> <li>・単位認定など成績評価の公平性のための工夫、GPA (Grade Point Average) などの活用状況を示す資料</li> <li>・学位審査基準及び学位審査手続きの実際を示す資料</li> </ul> <p>【資料 3-1-③-1】札幌大学学位学務規程（令和 4(2022)年度地域・文化学研究科 便覧 p9）</p> <p>【資料 3-1-③-2】修士論文審査の基準について（令和 4(2022)年度地域・文化学研究科 便覧 p72）</p> <p>【資料 3-1-③-3】札幌大学学則</p>
改善・向上方策 (将来計画)	
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和 3 年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディプロマ・ポリシーが定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ディプロマ・ポリシーが公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・学部及び研究科において、成績評価基準が設定されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・学部及び研究科のシラバスなどにおいて、授業計画及び成績評価基準が全ての科目について示されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・研究科において、学位論文に係る評価に当たっての基準が設定されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・編入学・転学を除き、他大学における既修得単位の認定単位数の上限を設定していない場合及び 61 単位以上に設定している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第 87 条（修業年限）、第 88 条（相当期間の修業年限への通算）、第 89 条（修業年限の特例）、104 条（学位）、第 105 条（証明書の交付）</li> <li>・学校教育法施行規則第 4 条（学則の記載事項）、第 146 条～ 149 条（修業年限及びその特例に関する細目）、第 163 条の 2（学修証明書の交付）、第 164 条（特別の課程及び履修証明書）、</li> </ul>

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

	<p>第 165 条の 2 (方針の策定)、第 172 条の 2 (情報の公表)、第 173 条 (準用規定)</p> <p>・ 大学設置基準第 21 条 (単位)、第 25 条の 2 (成績評価基準等の明示等)、第 27 条 (単位の授与)、第 27 条の 3 (連携開設科目に係る単位の認定)、第 28 条 (他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等)、第 29 条 (大学以外の教育施設等における学修)、第 30 条 (入学前の既修得単位等の認定)、第 31 条 (科目等履修生等)、第 32 条 (卒業の要件)、第 33 条 (授業時間制をとる場合の特例)、第 44 条 (共同教育課程に係る単位の認定)、第 45 条 (共同学科に係る卒業の要件)</p> <p>・ 学位規則第 2 条 (学士の学位授与の要件)、第 10 条 (専攻分野の名称)、第 10 条の 2 (共同教育課程に係る学位授与の方法)、第 13 条 (学位規程)</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。



2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 3-2-①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

基準 3	教育課程
領域	卒業認定、教育課程、学修成果
3-2	教育課程及び教授方法
3-2-①	カリキュラム・ポリシーの策定と周知
評価の視点に関する自己判定の留意点	教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>【大学】</p> <p>令和 4 年 2 月にカリキュラム・ポリシーを改定（令和 3 年度第 28 回教育研究協議会（2 月 21 日開催））した。本学 HP に掲載しており、社会にも広く公開している。</p> <p>【大学院】</p> <p>教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）を策定し、ホームページ、研究科案内・募集要項、学生便覧で明示し周知している。</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カリキュラム・ポリシーを示す資料</li> <li>・単位制の趣旨を保つための工夫（教室外学修の指示など）を示す資料</li> <li>・履修登録単位数の上限設定など履修上の条件と制限などを示す資料</li> <li>・教養教育担当組織の現況と活動状況を示す資料</li> <li>・教授方法の工夫・開発の具体例を示す資料</li> </ul> <p>【大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 3 年度第 28 回教育研究協議会議事録及び資料 4 号</li> <li>・令和 3 年度第 20 回教務委員会議事録及び資料 1 号</li> <li>・大学 HP「3 つのポリシー」(<a href="https://www.sapporo-u.ac.jp/univ-guide/outline/policy.html">https://www.sapporo-u.ac.jp/univ-guide/outline/policy.html</a>)</li> </ul> <p>【大学院】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院 HP「研究科の概要」(<a href="https://grad.sapporo-u.ac.jp/course/culture.html">https://grad.sapporo-u.ac.jp/course/culture.html</a>)</li> <li>・研究科（修士課程）の概要（令和 5(2023)年度研究科案内・募集要項 p 6)</li> <li>・地域・文化学研究科の教育理念・目標、教育方針について（令和 4(2022)年度地域・文化学研究科 便覧 p 29)</li> </ul>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>ポリシーに基づきカリキュラムを運営・編成することが重要である。また、カリキュラムの点検・評価体制が構築されることで、3 ポリシーについて定期的な見直しを行うことが可能となる。</p>
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和 3 年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カリキュラム・ポリシーが定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・カリキュラム・ポリシーが公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・1 年間に履修登録できる上限が設定されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・シラバスが作成されていない科目がある場合は、科目の内容を勘案し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> <li>・教養教育の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> </ul>

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

<p>関連法令等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第 92 条（学長、教授その他の職員）、第 113 条（教育研究活動の公表）</li> <li>・学校教育法施行規則第 4 条（学則の記載事項）、第 24 条（指導要録の作成）、第 28 条（表簿）、第 163 条（学年の始期及び終期）、第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）</li> <li>・大学設置基準第 6 条（学部以外の基本組織）、第 7 条（教員組織）、第 10 条（授業科目の担当）、第 10 条の 2（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する職員）、第 11 条（授業を担当しない教員）、第 12 条（専任教員）、第 13 条（専任教員数）、第 14 条（教授の資格）、第 15 条（准教授の資格）、第 16 条（講師の資格）、第 16 条の 2（助教の資格）、第 17 条（助手の資格）、第 19 条（教育課程の編成方針）、第 19 条の 2（連携開設科目）、第 20 条（教育課程の編成方法）、第 22 条（一年間の授業期間）、第 23 条（各授業科目の授業期間）、第 25 条（授業の方法）、第 25 条の 3（教育内容等の改善のための組織的な研修等）、第 26 条（昼夜開講制）、第 27 条の 2（履修科目の登録の上限）、第 30 条の 2（長期にわたる教育課程の履修）、第 31 条（科目等履修生等）、第 42 条の 3 の 2（学部等連係課程実施基本組織）、第 43 条（共同教育課程の編成）、第 46 条（共同学科に係る専任教員数）、第 49 条の 2（工学に関する学部の教育課程の編成）、第 60 条（段階的整備）</li> </ul>
--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 3-2-②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

基準 3	教育課程
領域	卒業認定、教育課程、学修成果
3-2	教育課程及び教授方法
3-2-②	カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
評価の視点に関する自己判定の留意点	カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>【大学】</p> <p>令和 3 年 12 月にディプロマ・ポリシーを改定（令和 3 年度第 24 回教育研究協議会（12 月 16 日開催））した。改定後のディプロマ・ポリシーを踏まえ、令和 4 年 2 月にカリキュラム・ポリシーを改定（令和 3 年度第 28 回教育研究協議会（2 月 21 日開催））し、一貫性を確保している。</p> <p>併せて、ディプロマ・ポリシーと授業科目の関連性として基盤教育科目及び各専攻専門科目のカリキュラムマップを作成しており、学生には履修のてびき、科目担当者にはシラバス作成依頼時に周知している。</p> <p>【大学院】</p> <p>大学院のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーは、深い探究と高度な専門性の修得を最重視している点で一貫している。</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カリキュラム・ポリシーを示す資料</li> <li>・単位制の趣旨を保つための工夫（教室外学修の指示など）を示す資料</li> <li>・履修登録単位数の上限設定など履修上の条件と制限などを示す資料</li> <li>・教養教育担当組織の現況と活動状況を示す資料</li> <li>・教授方法の工夫・開発の具体例を示す資料</li> </ul> <p>【大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 3 年度第 24 回教育研究協議会議事録及び資料 11 号</li> <li>・令和 3 年度第 18 回教務委員会議事録及び資料 5 号</li> <li>・札幌大学ディプロマ・ポリシーと授業科目の関連性</li> <li>・2022 履修のてびき（カリキュラムマップ部分の一部抜粋</li> <li>・令和 4 年 12 月 5 日付稟議書「令和 5 年度シラバス作成依頼について」</li> </ul> <p>【大学院】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・文化科学研究科の教育理念・目標、教育方針について（令和 4 (2022) 年度地域・文化科学研究科 便覧 p29)</li> </ul>
改善・向上方策 (将来計画)	ディプロマ・ポリシー達成のため、カリキュラム・ポリシーに基づきカリキュラムを運営・編成することが重要である。また、点検・評価体制が構築されることで、3 ポリシーについて定期的な見直しを行うことが可能となる。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和 3 年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カリキュラム・ポリシーが定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・カリキュラム・ポリシーが公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1年間に履修登録できる上限が設定されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・シラバスが作成されていない科目がある場合は、科目の内容を勘案し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> <li>・教養教育の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> </ul>
<p>関連法令等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第92条（学長、教授その他の職員）、第113条（教育研究活動の公表）</li> <li>・学校教育法施行規則第4条（学則の記載事項）、第24条（指導要録の作成）、第28条（表簿）、第163条（学年の始期及び終期）、第165条の2（方針の策定）、第172条の2（情報の公表）</li> <li>・大学設置基準第6条（学部以外の基本組織）、第7条（教員組織）、第10条（授業科目の担当）、第10条の2（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する職員）、第11条（授業を担当しない教員）、第12条（専任教員）、第13条（専任教員数）、第14条（教授の資格）、第15条（准教授の資格）、第16条（講師の資格）、第16条の2（助教の資格）、第17条（助手の資格）、第19条（教育課程の編成方針）、第19条の2（連携開設科目）、第20条（教育課程の編成方法）、第22条（一年間の授業期間）、第23条（各授業科目の授業期間）、第25条（授業の方法）、第25条の3（教育内容等の改善のための組織的な研修等）、第26条（昼夜開講制）、第27条の2（履修科目の登録の上限）、第30条の2（長期にわたる教育課程の履修）、第31条（科目等履修生等）、第42条の3の2（学部等連係課程実施基本組織）、第43条（共同教育課程の編成）、第46条（共同学科に係る専任教員数）、第49条の2（工学に関する学部の教育課程の編成）、第60条（段階的整備）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 3-2-③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

基準 3	教育課程
領域	卒業認定、教育課程、学修成果
3-2	教育課程及び教授方法
3-2-③	カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
評価の視点に関する自己判定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。</li> <li>・シラバスを適切に整備しているか。</li> <li>・履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。</li> </ul>
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>【大学】</p> <p>カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーを踏まえて作成されており、カリキュラムもポリシーに沿ったものとなっている。ディプロマ・ポリシーと授業科目の関連性として基盤教育科目及び各専攻専門科目のカリキュラムマップを作成しており、学生には履修のてびき、科目担当者にはシラバス作成依頼時に周知している。</p> <p>シラバスについては、必要事項を適切に記入してもらうよう入稿要領を科目担当者に配布している。要領に沿ったシラバスを作成するため第三者によるチェック体制を整備しており、不備等があった場合は、科目担当者へ修正を依頼している。</p> <p>単位制度実質化のため履修上限単位数は各学期 20 単位としているが、前の学期の GPA が 2.5 以上の場合は 24 単位まで緩和している。</p> <p>【大学院】</p> <p>カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成を、学生便覧に示している。</p> <p>シラバスは、学生便覧に掲載するとともに、Web ページ上で学生が自由に閲覧できるよう公開している。</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カリキュラム・ポリシーを示す資料</li> <li>・単位制の趣旨を保つための工夫（教室外学修の指示など）を示す資料</li> <li>・履修登録単位数の上限設定など履修上の条件と制限などを示す資料</li> <li>・教養教育担当組織の現況と活動状況を示す資料</li> <li>・教授方法の工夫・開発の具体例を示す資料</li> </ul> <p>【大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・札幌大学ディプロマ・ポリシーと授業科目の関連性</li> <li>・2022 履修のてびき（カリキュラムマップ部分の一部抜粋）</li> <li>・令和 4 年 12 月 5 日付稟議書「令和 5 年度シラバス作成依頼について」</li> <li>・令和 3 年度第 21 回教務委員会議事録及び資料 1 号</li> <li>・札幌大学履修に関する学務規程</li> </ul> <p>【大学院】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・科目ナンバーについて（令和 4(2022)年度地域・文化学研究科 便覧 p25～28）</li> <li>・シラバス（令和 4(2022)年度地域・文化学研究科 便覧 p32～71）</li> <li>・地域・文化学研究科のシラバス URL (<a href="https://grad.sapporo-u.ac.jp/shared/pdf/syllabus/master_culture2022.pdf">https://grad.sapporo-u.ac.jp/shared/pdf/syllabus/master_culture2022.pdf</a>)</li> </ul>
改善・向上方策	カリキュラムの点検・評価体制が構築されることで、3 ポリシーについて定期的な見直しを行

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

(将来計画)	うことが可能となる。また、引き続き全ての開講科目について適正なシラバス作成に務める。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和 3 年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カリキュラム・ポリシーが定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・カリキュラム・ポリシーが公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・1 年間に履修登録できる上限が設定されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・シラバスが作成されていない科目がある場合は、科目の内容を勘案し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> <li>・教養教育の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第 92 条（学長、教授その他の職員）、第 113 条（教育研究活動の公表）</li> <li>・学校教育法施行規則第 4 条（学則の記載事項）、第 24 条（指導要録の作成）、第 28 条（表簿）、第 163 条（学年の始期及び終期）、第 165 条の 2（方針の策定）、第 172 条の 2（情報の公表）</li> <li>・大学設置基準第 6 条（学部以外の基本組織）、第 7 条（教員組織）、第 10 条（授業科目の担当）、第 10 条の 2（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する職員）、第 11 条（授業を担当しない教員）、第 12 条（専任教員）、第 13 条（専任教員数）、第 14 条（教授の資格）、第 15 条（准教授の資格）、第 16 条（講師の資格）、第 16 条の 2（助教の資格）、第 17 条（助手の資格）、第 19 条（教育課程の編成方針）、第 19 条の 2（連携開設科目）、第 20 条（教育課程の編成方法）、第 22 条（一年間の授業期間）、第 23 条（各授業科目の授業期間）、第 25 条（授業の方法）、第 25 条の 3（教育内容等の改善のための組織的な研修等）、第 26 条（昼夜開講制）、第 27 条の 2（履修科目の登録の上限）、第 30 条の 2（長期にわたる教育課程の履修）、第 31 条（科目等履修生等）、第 42 条の 3 の 2（学部等連係課程実施基本組織）、第 43 条（共同教育課程の編成）、第 46 条（共同学科に係る専任教員数）、第 49 条の 2（工学に関する学部の教育課程の編成）、第 60 条（段階的整備）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

## 2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 3-2-④教養教育の実施

基準 3	教育課程
領域	卒業認定、教育課程、学修成果
3-2	教育課程及び教授方法
3-2-④	教養教育の実施
評価の視点に関する自己判定の留意点	教養教育を適切に実施しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>専門教育のベースづくりと位置づけ、一年次生は全専攻共通の基盤教育科目を中心に履修する教育課程を構築している。</p> <p>基盤教育科目は、「基礎科目」、「キャリア科目」、「現代教養基礎科目」、「留学生科目」からなる。「基礎科目」は、初年次ゼミである「入門演習」「基礎演習」、地域共創学群での学びの多様性を知る「専攻入門」、英語・ロシア語・中国語・ドイツ語・フランス語・韓国語を学ぶ外国語科目、「健康論」、「体育実技」、「情報リテラシー」、「日本語リテラシー」からなり、知育・徳育・体育の三位一体で学ぶ。</p> <p>特に外国語科目の学修は学問に対する基本的な姿勢を身につけ、コミュニケーション能力を向上させるうえで極めて重要であることから、各言語ともⅠ～Ⅳまで段階的に学べるよう配置されている。</p> <p>「キャリア科目」では就業力豊かな職業人を目指し、「現代教養基礎科目」では人文科学、社会科学、自然科学および学際科学の諸分野を幅広く学ぶ。</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カリキュラム・ポリシーを示す資料</li> <li>・単位制の趣旨を保つための工夫（教室外学修の指示など）を示す資料</li> <li>・履修登録単位数の上限設定など履修上の条件と制限などを示す資料</li> <li>・教養教育担当組織の現況と活動状況を示す資料</li> <li>・教授方法の工夫・開発の具体例を示す資料</li> </ul> <p>・2022 履修のてびき（基盤教育科目の構成、ディプロマ・ポリシーと各学年到達目標、基盤教育科目カリキュラムマップ</p>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>各専攻の専門教育と異なり、基盤教育には運営母体が存在せず、運営は教務担当副学長が中心となり教務委員会などで協議を重ねてきた。</p> <p>現在、総合教育センター（仮称）を設置することが具体的に検討されており、設置後は新組織の下で全学的な基盤教育科目の運営を行う予定。</p>
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和3年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カリキュラム・ポリシーが定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・カリキュラム・ポリシーが公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・1年間に履修登録できる上限が設定されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・シラバスが作成されていない科目がある場合は、科目の内容を勘案し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> <li>・教養教育の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要す</li> </ul>

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

<p>関連法令等</p>	<p>る点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第92条（学長、教授その他の職員）、第113条（教育研究活動の公表）</li> <li>・学校教育法施行規則第4条（学則の記載事項）、第24条（指導要録の作成）、第28条（表簿）、第163条（学年の始期及び終期）、第165条の2（方針の策定）、第172条の2（情報の公表）</li> <li>・大学設置基準第6条（学部以外の基本組織）、第7条（教員組織）、第10条（授業科目の担当）、第10条の2（専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する職員）、第11条（授業を担当しない教員）、第12条（専任教員）、第13条（専任教員数）、第14条（教授の資格）、第15条（准教授の資格）、第16条（講師の資格）、第16条の2（助教の資格）、第17条（助手の資格）、第19条（教育課程の編成方針）、第19条の2（連携開設科目）、第20条（教育課程の編成方法）、第22条（一年間の授業期間）、第23条（各授業科目の授業期間）、第25条（授業の方法）、第25条の3（教育内容等の改善のための組織的な研修等）、第26条（昼夜開講制）、第27条の2（履修科目の登録の上限）、第30条の2（長期にわたる教育課程の履修）、第31条（科目等履修生等）、第42条の3の2（学部等連係課程実施基本組織）、第43条（共同教育課程の編成）、第46条（共同学科に係る専任教員数）、第49条の2（工学に関する学部の教育課程の編成）、第60条（段階的整備）</li> </ul>
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。



2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 3-2-⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

基準 3	教育課程
領域	卒業認定、教育課程、学修成果
3-2	教育課程及び教授方法
3-2-⑤	教授方法の工夫・開発と効果的な実施
評価の視点に関する自己判定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。</li> <li>・教授方法の改善を進めるために組織体系を整備し、運用しているか。</li> </ul>
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>シラバス作成時において、学生の主体的活動（アクティブ・ラーニング、反転授業、ディスカッション、グループワーク等）による学修を予定している場合は、その内容を記載するよう科目担当者へ依頼している。</p> <p>「札幌大学FD・SD委員会に関する学務要領」の規定に基づき、定期的実施される全学の「FD・SD委員会」を通じ、授業内容・方法の改善に向けて組織的なFD活動を実施している。加えて各学系FDミーティングにおいてもFDに関わる協議や情報の共有を行っている。</p> <p>各学系等で行われるFD活動については、実施された研修や調査等結果の分析・検証などをFD・SD委員会に報告することとしている。</p> <p>委員会では、学生による授業改善アンケートに関することが中心となっている。新任教員研修、FD講演会、学外機関主催の教員研修会への教員派遣などのFD活動を実施しているが、参加者が少ない。</p> <p>また、学生の視点を反映し、大学における教育をより充実させていくため、学長と学生との懇談会を実施している。</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カリキュラム・ポリシーを示す資料</li> <li>・単位制の趣旨を保つための工夫（教室外学修の指示など）を示す資料</li> <li>・履修登録単位数の上限設定など履修上の条件と制限などを示す資料</li> <li>・教養教育担当組織の現況と活動状況を示す資料</li> <li>・教授方法の工夫・開発の具体例を示す資料</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年12月5日付稟議書「令和5年度シラバス作成依頼について」</li> <li>・札幌大学FD・SD委員会に関する学務要領</li> <li>・令和4年度第1回FD・SD委員会議事録（令和4年5月9日開催）</li> <li>・令和4年度第2回FD・SD委員会議事録（令和4年6月13日開催）</li> <li>・令和4年度第3回FD・SD委員会議事録（令和4年6月27日開催）</li> <li>・令和4年度第4回FD・SD委員会議事録（令和4年7月11日開催）</li> <li>・令和4年度第5回FD・SD委員会議事録（令和4年8月23日開催）</li> <li>・令和4年度第6回FD・SD委員会議事録（令和4年10月24日開催）</li> <li>・令和4年度第7回FD・SD委員会議事録（令和4年12月12日開催）</li> </ul>
改善・向上方策 (将来計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの学生による授業改善アンケートの結果を踏まえて、授業方法の工夫、カリキュラムや学生指導等において、学系教員間に留まらず、全学教員間でもさらに連携を図るなど幅広い面から組織的に改善を行う。</li> <li>・FD活動の参加率の向上を目指し、大学全体の取り組みとして、FD活動に対する教員の関心と意識の向上を図る。</li> </ul>

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

	・FD活動をもう一步発展させるため、学生のFD活動への参加も視野に入れていきたい。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和3年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カリキュラム・ポリシーが定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・カリキュラム・ポリシーが公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・1年間に履修登録できる上限が設定されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・シラバスが作成されていない科目がある場合は、科目の内容を勘案し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> <li>・教養教育の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第92条(学長、教授その他の職員)、第113条(教育研究活動の公表)</li> <li>・学校教育法施行規則第4条(学則の記載事項)、第24条(指導要録の作成)、第28条(表簿)、第163条(学年の始期及び終期)、第165条の2(方針の策定)、第172条の2(情報の公表)</li> <li>・大学設置基準第6条(学部以外の基本組織)、第7条(教員組織)、第10条(授業科目の担当)、第10条の2(専攻分野における実務の経験及び高度の実務の能力を有する職員)、第11条(授業を担当しない教員)、第12条(専任教員)、第13条(専任教員数)、第14条(教授の資格)、第15条(准教授の資格)、第16条(講師の資格)、第16条の2(助教の資格)、第17条(助手の資格)、第19条(教育課程の編成方針)、第19条の2(連携開設科目)、第20条(教育課程の編成方法)、第22条(一年間の授業期間)、第23条(各授業科目の授業期間)、第25条(授業の方法)、第25条の3(教育内容等の改善のための組織的な研修等)、第26条(昼夜開講制)、第27条の2(履修科目の登録の上限)、第30条の2(長期にわたる教育課程の履修)、第31条(科目等履修生等)、第42条の3の2(学部等連係課程実施基本組織)、第43条(共同教育課程の編成)、第46条(共同学科に係る専任教員数)、第49条の2(工学に関する学部の教育課程の編成)、第60条(段階的整備)</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 3-3-①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

基準 3	教育課程
領域	卒業認定、教育課程、学修成果
3-3	学修成果の点検・評価
3-3-①	三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
評価の視点に関する自己判定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。</li> <li>・学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価しているか。</li> </ul>
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>学修成果向上のため、3ポリシーを踏まえ、かつ、現在散発となっている各種調査等の結果に基づき、一部ではあるが、評価方法の確立と運用に向け始動したところである。出来るだけ早期に具体的な方法（恒常的な調査方式や的確な分析・検証）を講じることとし、明確な学修成果の公表に繋げていきたい。</p> <p>事務局で作成したアセスメントプラン案に沿って、テスト的に点検を行ったところである。</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学修成果を示す資料</li> <li>・学修成果の点検・評価の尺度・指標や測定方法を示す資料</li> <li>・学修成果の点検・評価の結果の分析及び教育改善へのフィードバックを示す資料</li> </ul> <p>札大みらいフロンティア・プラン</p>
改善・向上方策 (将来計画)	今後、アセスメントプランを策定し、それに基づき作業を進めていく。
自己点検評価委員会	アセスメントプラン案を確定し、それに基づいて点検・評価を行ってください
PDCA 委員会	
参考) 令和 3 年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学修成果が全く定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・学修成果の点検・評価が実施されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・学修成果の点検・評価の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	・大学設置基準第 25 条の 3 (教育内容等の改善のための組織的な研修等)

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

## 2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 3-3-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

基準 3	教育課程
領域	卒業認定、教育課程、学修成果
3-3	学修成果の点検・評価
3-3-②	教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック
評価の視点に関する自己判定の留意点	学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	学修成果の点検や、評価結果を教育向上に繋げるため、フィードバックの方法等を含め、教育の改善に向けた具体的な作業に着手したところであり、出来るだけ早く対応していきたい。
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学修成果を示す資料</li> <li>・ 学修成果の点検・評価の尺度・指標や測定方法を示す資料</li> <li>・ 学修成果の点検・評価の結果の分析及び教育改善へのフィードバックを示す資料</li> </ul> 札大みらいフロンティア・プラン
改善・向上方策 (将来計画)	本件は、重要な案件であるため、目的に到達できるよう全学的体制で早期に検討していく。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和 3 年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学修成果が全く定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 学修成果の点検・評価が実施されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 学修成果の点検・評価の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	・ 大学設置基準第 25 条の 3 (教育内容等の改善のための組織的な研修等)

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点4-1-①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

基準 4	教員・職員
領域	教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援
4-1	教学マネジメントの機能性
4-1-①	<b>大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮</b>
評価の視点に関する自己判定の留意点	<b>学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を規則等に基づき整備しているか。</b>
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	学長は、教学の最高責任者としての自覚と責任から、教学マネジメントを効率よく実行しながら、的確な意思決定を行い、業務を確実に遂行していることにより、リーダーシップを充分発揮している。また、学長を補佐する立場として、副学長を複数置き円滑な教学運営に資するものとなっている（両者に良好な関係が保たれている）。副学長を置くことについては、学則その他規程で定めている。
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の意思決定組織及び構成員、権限に関する規則</li> <li>・学長のリーダーシップを支える仕組み（権限の明確化、学長補佐体制、調査・企画部門の整備など）を示す資料</li> <li>・教学マネジメントの編制方針と組織の現状を示す組織図・資料</li> <li>・職員の経営・教学組織への参画の状況、教職協働の実施状況を示す資料</li> </ul> 寄附行為、学則、就業規則、組織規程、委員会に関する規程
改善・向上方策 (将来計画)	現時点で、課題、問題点は見当たらないが、学長がリーダーシップを充分発揮していくための教育・研究環境の整備などに配慮していきたい。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和3年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務に関する最終的な決定権が学長にあることが担保されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与並びに学長が定める教学に関する重要事項の決定を行うに当たり、教授会が学長に意見を述べていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め、周知していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって適切に定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第92条（学長、教授その他の職員）、第93条（教授会）、第114条（準用規定）</li> <li>・学校教育法施行規則第26条第5項（懲戒）、第143条（教授会）</li> <li>・大学設置基準第13条の2（学長の資格）、第41条（事務組織）、第42条（厚生補導の組織）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 4-1-②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

基準 4	教員・職員
領域	教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援
4-1	教学マネジメントの機能性
4-1-②	権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
評価の視点に関する自己判定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使命・目的の達成のため、規則等を整備し、教学マネジメントを構築しているか。</li> <li>・大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。</li> <li>・副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。</li> <li>・教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。</li> <li>・教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。</li> </ul>
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>適正な業務分担（権限分散）は、意思決定のスピード化を生じさせ、教学マネジメントは効率よく運用されている。学長が会議構成員、教職員のコミュニケーション（力）を重視しつつ、意見や要望を伝えることができる職場の雰囲気づくりにも努めており、業務（意思決定）が円滑に進む要因となっている。</p> <p>教授会は学則に定めており、教学運営にあたり、学長と副学長の関係性は良好で、効率よく業務が図られている。</p> <p>大学の使命・目的に沿い、大学の意思決定（法人与教学の協力のもとに成り立つ）がなされている。</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の意思決定組織及び構成員、権限に関する規則</li> <li>・学長のリーダーシップを支える仕組み（権限の明確化、学長補佐体制、調査・企画部門の整備など）を示す資料</li> <li>・教学マネジメントの編制方針と組織の現状を示す組織図・資料</li> <li>・職員の経営・教学組織への参画の状況、教職協働の実施状況を示す資料</li> </ul> <p>寄附行為、学則、教育研究協議会規程、就業規則、組織規程、委員会に関する規程</p>
改善・向上方策 (将来計画)	教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項を、予め学長が定め周知することになっているが、これが未整備のため、早急に改善する。学則に定める当該事項について、年度始めの会議において毎年度確認してもらおう。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和3年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務に関する最終的な決定権が学長にあることが担保されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与並びに学長が定める教学に関する重要事項の決定を行うに当たり、教授会が学長に意見を述べていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め、周知していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって適切に定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第92条（学長、教授その他の職員）、第93条（教授会）、第114条（準用規定）</li> <li>・学校教育法施行規則第26条第5項（懲戒）、第143条（教授会）</li> <li>・大学設置基準第13条の2（学長の資格）、第41条（事務組織）、第42条（厚生補導の組織）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 4-1-③職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

基準 4	教員・職員
領域	教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援
4-1	教学マネジメントの機能性
4-1-③	職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性
評価の視点に関する自己判定の留意点	教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	教学マネジメントを積極的に、かつ有効に稼働させていくため、必要人員が各部署に配置・確保されているとともに、役割分担等が明確であり、大学の教育目的・教育目標が達成できるような仕組みが構築されている。組織として円滑に機能している。
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の意思決定組織及び構成員、権限に関する規則</li> <li>・学長のリーダーシップを支える仕組み（権限の明確化、学長補佐体制、調査・企画部門の整備など）を示す資料</li> <li>・教学マネジメントの編制方針と組織の現状を示す組織図・資料</li> <li>・職員の経営・教学組織への参画の状況、教職協働の実施状況を示す資料</li> </ul>
改善・向上方策 (将来計画)	現時点で、課題、問題点は見当たらないが、適正な役割分担や、組織の機能性を追求していく。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和3年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公務に関する最終的な決定権が学長にあることが担保されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与並びに学長が定める教学に関する重要事項の決定を行うに当たり、教授会が学長に意見を述べていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学長が定め、周知していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって適切に定められていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第92条（学長、教授その他の職員）、第93条（教授会）、第114条（準用規定）</li> <li>・学校教育法施行規則第26条第5項（懲戒）、第143条（教授会）</li> <li>・大学設置基準第13条の2（学長の資格）、第41条（事務組織）、第42条（厚生補導の組織）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 4-2-①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

基準 4	教員・職員
領域	教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援
4-2	教員の配置・職能開発等
4-2-①	教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
評価の視点に関する自己判定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置しているか。</li> <li>・ 教員の採用・昇任の方針に基づき規則を定め、かつ適切に運用しているか。</li> </ul>
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>地域共創学群人間社会学域は、それまでの5学部制(経済・外国語・経営・法学・文化)を廃止し、平成25(2013)年4月に開設、その後の再編により現在、入学定員800人、9専攻を有するが、令和4(2022)年度における専任教員数は76人である。大学設置基準により必要とされる専任教員数【資料4-2-1】(別表第一:31人、別表第二:30人)61人は確保しており、専門教育、基盤教育の教育課程に対応すべく6学系に教員を配置【資料4-2-2】している。</p> <p>教員の採用及び昇任については、「教員任用規則」【資料4-2-3】及び「教員選考規程」【資料4-2-4】において、資格等の任用基準を規定する。教員の採用について、常勤理事会で採用計画を策定し、履歴書、教育研究業績書、業績書類及び学外の有識者からの推薦状に基づき、業績審査(教育研究分野に知見を有する教員)及び人物審査(学長及び理事の面接)により採用候補者の審査を行い、教育研究協議会の意見を踏まえ学長が推薦する採用候補者を定め、常勤理事会において採用決定を行うことで適切に実施している。</p> <p>また、昇任について、学長が資格を有する候補者に意向を確認のうえ選定し、学内の審査会(当該教育分野に知見を有する教員)で審査し、教育研究協議会で報告を行う。人物審査は、採用同様に学長及び理事が面接を行う。この業績審査及び人物審査の結果について、常勤理事会の議を経て、学長が決定する。</p> <p>教員が定年退職または退職する場合には、前述の手続きにより補充すべく採用を行うことで、大学6、大学院1の学位を担保する教育課程及び担当教員が確保されている。</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置基準及び職業資格関連の指定基準と現状との対比を示す資料</li> <li>・ 教員組織編制方針、教員の採用、昇任、異動の方針などに関する資料</li> <li>・ FD実施計画及びその実施体制・実施状況を示す資料、その他教員研修計画及びその実施状況を示す資料</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 【資料4-2-1】 専任教員数と設置基準</li> <li>2. 【資料4-2-2】 地域共創学群 専任教員数</li> <li>3. 【資料4-2-3】 学校法人札幌大学教員任用規則</li> <li>4. 【資料4-2-4】 学校法人札幌大学教員選考規程</li> </ol>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>大学設置基準に定める必要教員数は、適切に確保され、それぞれの学位を担保する教育課程に対応すべく教員数が配置されている。2019(令和1)年3月に策定した中長期構想「札大みらいフロンティア・プラン」において、当該枠組み「組織・人事」について、(1)重点施策の推進を担う組織については、情報の共有化を図ることを心掛ける、(2)施策推進への幅広い参画を基本に、適材適所の人事を行い、充実強化を図る、(3)教学組織については、学長ガバナンスのもと、幅広い議論と迅速な意思決定や行動が可能となるよう構築していく、ことを挙げており、こ</p>



2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

	の具現化のために着実な推進を図ることに努めたい。
自己点検評価委員会	大学院の教員数に関して、研究指導教員数及び研究指導補助教員数について言及すること
PDCA 委員会	
参考) 令和 3 年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学設置基準で定める必要専任教員数を下回っている場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 大学設置基準において求められている教授数が不足している場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 大学院設置基準で定める研究指導教員数及び研究指導補助教員数を下回っている場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ FD 活動が組織的に行われていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ FD の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育法第 92 条（学長、教授その他の職員）</li> <li>・ 大学設置基準第 6 条（学部以外の基本組織）、第 7 条（教員組織）、第 10 条（授業科目の担当）、第 11 条（授業を担当しない教員）、第 12 条（専任教員）、第 13 条（専任教員数）、第 14 条（教授の資格）、第 15 条（准教授の資格）、第 16 条（講師の資格）、第 16 条の 2（助教の資格）、第 17 条（助手の資格）、第 25 条の 3（教育内容等の改善のための組織的な研修等）、第 46 条（共同学科に係る専任教員数）、第 49 条の 3（工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置）、第 49 条の 4（課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員数）、第 60 条（段階的整備）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 4-2-②FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

基準 4	教員・職員
領域	教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援
4-2	教員の配置・職能開発等
4-2-②	FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施
評価の視点に関する自己判定の留意点	FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>「札幌大学FD・SD委員会に関する学務要領」の規定に基づき、定期的に行われる全学の「FD・SD委員会」を通じ、授業内容・方法の改善に向けて組織的なFD活動を実施している。加えて各学系FDミーティングにおいてもFDに関わる協議や情報の共有を行っている。各学系等で行われるFD活動については、実施された研修や調査等結果の分析・検証などをFD・SD委員会に報告することとしている。</p> <p>委員会では、学生による授業改善アンケートに関することが中心となっている。新任教員研修、FD講演会、学外機関主催の教員研修会への教員派遣などのFD活動を実施しているが、参加者が少ない。</p> <p>また、学生の視点を反映し、大学における教育をより充実させていくため、学長と学生との懇談会を実施している。</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置基準及び職業資格関連の指定基準と現状との対比を示す資料</li> <li>・ 教員組織編制方針、教員の採用、昇任、異動の方針などに関する資料</li> <li>・ FD実施計画及びその実施体制・実施状況を示す資料、その他教員研修計画及びその実施状況を示す資料</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 札幌大学FD・SD委員会に関する学務要領</li> <li>・ 令和4年度第1回FD・SD委員会議事録（令和4年5月9日開催）</li> <li>・ 令和4年度第2回FD・SD委員会議事録（令和4年6月13日開催）</li> <li>・ 令和4年度第3回FD・SD委員会議事録（令和4年6月27日開催）</li> <li>・ 令和4年度第4回FD・SD委員会議事録（令和4年7月11日開催）</li> <li>・ 令和4年度第5回FD・SD委員会議事録（令和4年8月23日開催）</li> <li>・ 令和4年度第6回FD・SD委員会議事録（令和4年10月24日開催）</li> <li>・ 令和4年度第7回FD・SD委員会議事録（令和4年12月12日開催）</li> </ul>
改善・向上方策 (将来計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまでの学生による授業改善アンケートの結果を踏まえて、授業方法の工夫、カリキュラムや学生指導等において、学系教員間に留まらず、全学教員間でもさらに連携を図るなど幅広い面から組織的に改善を行う。</li> <li>・ FD活動の参加率の向上を目指し、大学全体の取り組みとして、FD活動に対する教員の関心と意識の向上を図る。</li> <li>・ FD活動をもう一步発展させるため、学生のFD活動への参加も視野に入れていきたい。</li> </ul>
自己点検評価委員会	
PDCA委員会	
参考) 令和3年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学設置基準で定める必要専任教員数を下回っている場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 大学設置基準において求められている教授数が不足している場合は、原則「改善を要する点」</li> </ul>

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

	<p>として指摘し、公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学院設置基準で定める研究指導教員数及び研究指導補助教員数を下回っている場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ FD 活動が組織的に行われていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ FD の実施方法や体制などに問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> </ul>
<p>関連法令等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育法第 92 条（学長、教授その他の職員）</li> <li>・ 大学設置基準第 6 条（学部以外の基本組織）、第 7 条（教員組織）、第 10 条（授業科目の担当）、第 11 条（授業を担当しない教員）、第 12 条（専任教員）、第 13 条（専任教員数）、第 14 条（教授の資格）、第 15 条（准教授の資格）、第 16 条（講師の資格）、第 16 条の 2（助教の資格）、第 17 条（助手の資格）、第 25 条の 3（教育内容等の改善のための組織的な研修等）、第 46 条（共同学科に係る専任教員数）、第 49 条の 3（工学分野の連続性に配慮した教育課程に係る教員の配置）、第 49 条の 4（課程を設ける工学に関する学部に係る専任教員数）、第 60 条（段階的整備）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 4-3-①SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

基準 4	教員・職員
領域	教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援
4-3	職員の研修
4-3-①	SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み
評価の視点に関する自己判定の留意点	職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>2017（平成 29）年 4 月施行の大学設置基準の改正により、大学設置基準第 42 条の 3（研修の機会等）において、職員（事務職員、教員、技術職員）を対象とした SD が義務化され、これを機に従前行ってきた研修を恒常的に実施することの検討を行っている。なお、学則第 13 条において、教育内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修を行うことを定めているが、これは大学設置基準第 42 条の 3 で規定する研修に属さないため、SD に関しては学則で規定していないのが現状である。大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みとして、具体的には「札幌大学 FD・SD 委員会に関する学務要領」【資料 4-3-1】に基づき、FD・SD 委員会が企画立案にあたり組織的に研修を実施している。同時に、事務局人事課が教職員を対象に、ハラスメント防止研修及びメンタルヘルス研修を実施している。また、恒常的な大学事務職員のスキル向上及びキャリア形成として、外部機関による研修、また学内研修を実施している。2021（令和 3）年度及び 2022（令和 4）年度は、次のとおり学内における研修【資料 4-3-2】を実施。</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の資質・能力向上のための研修の計画、実施状況、人事評価・育成制度などを示す資料</li> <li>1. 【資料 4-3-1】 札幌大学 FD・SD 委員会に関する学務要領</li> <li>2. 【資料 4-3-2】 研修実施状況</li> <li>3. 【資料 4-3-3】 学校法人札幌大学教職員表彰規程/学校法人札幌大学教職員表彰に関する取扱要領</li> <li>4. 【資料 4-3-4】 学校法人札幌大学教員のクロスアポイントメントの実施に関する規程</li> <li>5. 【資料 4-3-5】 学校法人札幌大学契約管理職員雇用規程</li> <li>6. 【資料 4-3-6】 札幌大学人材育成方針/札幌大学人材育成方針に基づく人材育成の取組み</li> </ul>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>「札幌大みらいフロンティア・プラン」において、教学組織は、学長ガバナンスのもと、幅広い議論と迅速な意思決定や行動が可能となるよう構築していく、としており、その実現化には、学長を支える教職員の育成及び資質を高めることが不可欠の要素であり、大学の運営に焦点をあてた能力開発として、対象別（職種）、職階別、テーマ別（汎用・専門）、企画別（大学・学外機関）等の効果を意識しつつ恒常的な SD の実施を図るものである。</p> <p>なお、教職員が意欲を持って取り組める環境の形成として、教職員表彰の実施【資料 4-3-3】、新たな任用制度の導入として、クロスアポイントメント制度【資料 4-3-4】、事務職員の新たな雇用形態（契約管理職員）【資料 4-3-5】を制定している。また、事務職員の意欲を引き出し、資質・能力の向上を図るため、求められる事務職員像及び向上すべき資質・能力並びに人材育成の体系を明確にした人材育成の基本方向として人材育成方針を策定。本方針に基づく人材育成の取組方策として、能力向上と職務に関する自己点検評価【資料 4-3-6】を行う予定で</p>

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

	<p>ある。</p> <p>教学の面では、2022（令和 4）年度から全専攻横断型の新しい教育プログラム「サツダイ：みらい志向プログラム」をスタートさせ、変化が加速する現代社会を力強く生き抜くために、現在進行形の知識とスキルを身に着けることを目的としており、教員と事務職員が連携し、学生個々の意欲、学修状況に応じトータルケアで成長を支える「ダブルサポート」制度においても、教職員が果たす役割は重要であることの共通認識を持っている。</p>
自己点検評価委員会	「ダブルサポート」制度について、2-2-①の記載内容と整合すること
PDCA 委員会	
参考) 令和 3 年度判断例	・ SD 活動が行われていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育法第 114 条（準用規定）</li> <li>・ 大学設置基準第 41 条（事務組織）、第 42 条の 3（研修の機会等）</li> </ul>

**※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。**

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 4-4-①研究環境の整備と適切な運営・管理

基準 4	教員・職員
領域	教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援
4-4	研究支援
4-4-①	研究環境の整備と適切な運営・管理
評価の視点に関する自己判定の留意点	快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。
基準項目全体に関する自己判定の留意点	研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>(1) 札幌大学総合研究所の設置：総合研究所は、教育研究を行う専任教員が、個別又は共同研究により各自の研究及び教育力の向上を図ると共に、その研究成果をもって地域社会へ貢献することを目的として開設。1967年の開学以降、経営学部附属産業経営研究所、札幌大学附属法務・自治行政研究所、経済学部附属地域経済研究所、大学院文化化学研究所附属ペリフェリア・文化化学研究所の4研究所を設立し、それぞれが独自の活動を展開して優れた業績を積み上げてきたが、学部・学科改組の変遷を経て、平成21(2009)年4月にこれらの研究所の知的財産とその蓄積を基に、4研究所を統合再編し再生。現在、4つの付置組織（1. ロシア文化センター、2. アイヌ文化教育研究センター、3. 札幌大学-広東外語外貿大学 企業文化と経営研究センター、4. 英語教育研究センター）で構成し、市民対象の講演会・シンポジウム、専門研究者による研究会等の開催をしている。【資料1-1～1-5】</p> <p>(2) 札幌大学研究紀要の刊行：本学の教員が研究成果を寄稿する「札幌大学研究紀要」を、毎年2回刊行している。また、その全文を、機関リポジトリとして図書館ホームページで公開している。【資料2-1～2-2】</p> <p>(3) 空き研究室の貸与：産学連携、教員・公務員・学芸員養成などの資格対策や課外プロジェクト、ICT学習支援等の活動促進のため、空き研究室を貸与し、アセットの有効活用をしている。 【資料3】</p> <p>(4) 研究資料室の配置：専任教員が共用で利用可能な研究用物品（パソコン、カラープリンター、大型シュレッター等）を設置し利用に供している。また、室内に各種研究関係の情報を掲示することで研究活動の啓発に努めている。</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究環境に関する教員及び学生満足度調査の結果を示す資料</li> <li>・ 研究倫理の確立を示す資料</li> <li>・ 研究活動への資源の配分状況を示す資料</li> </ul> <p>【資料1-1】 札幌大学総合研究所規程、</p> <p>【資料1-2】 ロシア文化センター運営要領</p> <p>【資料1-3】 アイヌ文化教育研究センター運営要領</p> <p>【資料1-4】 企業文化と経営研究センター運営要領</p> <p>【資料1-5①】 英語教育研究センター運営要領</p> <p>【資料1-5②】 英語教育研究センター設立記念講演会チラシ</p> <p>【資料2-1】 札幌大学研究紀要表紙</p> <p>【資料2-2】 学術情報リポジトリ イメージ画面</p>

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

	【資料 3】令和 4 年度空研究室貸与採択結果一覧
改善・向上方策 (将来計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学の特色を活かした総合研究所の各附置機関による研究・交流活動の推進により、国内外の研究者間の人的ネットワークを拡大してゆくこと。その研究成果を価値観が多様化する社会に継続的に公表、還元することで本学の個性を特徴づけてゆくこと。</li> <li>・ 研究者が国内外の学術情報資源を十分に活用できるよう図書館のレファレンスサービスなど情報サービスの拡充を図ること。</li> </ul>
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学設置基準第 40 条の 3 (教育研究環境の整備)</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 4-4-②研究倫理の確立と厳正な運用

基準 4	教員・職員
領域	教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援
4-4	研究支援
4-4-②	<b>研究倫理の確立と厳正な運用</b>
評価の視点に関する自己判定の留意点	<b>研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。</b>
基準項目全体に関する自己判定の留意点	<b>研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。</b>
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>研究活動における不正行為の未然防止を目的として、研究倫理に関する規程を整備し、学長のリーダーシップのもと厳正に運用を行っている。また、全専任教員を対象に、研究倫理教育プログラムの受講を義務づけ研究倫理に対する知識の向上を図っている。研究倫理審査について規程に基づき審査環境を整備し、必要とされる研究課題について厳正な審査を行っている。</p> <p>&lt;詳細&gt;</p> <p>(1) 研究倫理について、研究活動上の不正行為の未然防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定めることを目的として、「札幌大学及び札幌大学女子短期大学部における公的研究費の運営・管理に関する取扱規程」【資料 4-4-②-1】を定め、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。</p> <p>(2) また、研究倫理教育は、「札幌大学及び札幌大学女子短期大学部における公的研究費の運営・管理に関する取扱規程」ならびに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26(2014)年 8 月 26 日文科科学大臣決定）に基づき、「公的研究費等の不正使用防止及び研究活動における不正行為防止に関する基本方針」【資料 4-4-②-2】及び「令和 5 年度 札幌大学における公的研究費等の不正防止計画」【資料 4-4-②-3】を策定のうえ、全専任教員を対象に、日本学術振興会の「研究倫理 e-ラーニングコース」の受講を義務づけ 研究倫理に対する知識の向上を図っている。</p> <p>(3) 研究倫理審査については、「札幌大学における人を対象とする研究に関しての倫理規程」【資料 4-4-②-4】を定め「人を対象とする研究に関しての倫理審査委員会要領」【資料 4-4-②-5】に基づき、研究倫理審査の環境を整備している。運用を開始した令和 3(2020 年度から計 5 件)の審査を行い、「承認」を受けた研究は、承認番号を付して学会発表、論文投稿 がなされている。</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究環境に関する教員及び学生満足度調査の結果を示す資料</li> <li>・ 研究倫理の確立を示す資料</li> <li>・ 研究活動への資源の配分状況を示す資料</li> </ul> <p>【資料 4-4-②-1】 札幌大学及び札幌大学女子短期大学部における公的研究費の運営・管理に関する取扱規程</p> <p>【資料 4-4-②-2】 札幌大学及び札幌大学女子短期大学部における公的研究費等の不正使用防止及び研究活動における不正行為防止に関する基本方針</p> <p>【資料 4-4-②-3】 令和 5 年度札幌大学における公的研究費等の不正防止計画</p> <p>【資料 4-4-②-4】 札幌大学における人を対象とする研究に関しての倫理規程</p>



2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

	【資料 4-4-②-5】人を対象とする研究に関する倫理審査委員会要領
改善・向上方策 (将来計画)	研究倫理の重要性を鑑み、本学の専任教員に対して、研究倫理に対する理解と本学の取組等に関して、引き続き啓蒙活動及び教育機会の提供を行うことで、さらなる知識の向上を図り、研究活動における不正行為の未然防止に努める。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
関連法令等	・ 大学設置基準第 40 条の 3 (教育研究環境の整備)

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

## 2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 4-4-③研究活動への資源の配分

基準 4	教員・職員
領域	教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援
4-4	研究支援
4-4-③	研究活動への資源の配分
評価の視点に関する自己判定の留意点	研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA (Research Assistant) などの人的支援を行っているか。
基準項目全体に関する自己判定の留意点	研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>本学では、毎年度、教員の研究活動について、「個人研究費」「学会発表旅費補助」「研究助成（個人研究・共同研究）」「指定研究（学長政策）」の枠組みにより、研究に必要な経費の配分及び助成を行い、個人研究から共同研究まで幅広く支援している。研究活動への資源配分にあたっては、学内規程、要領に則り適切な運用を行っている。</p> <p>また、外部資金獲得への取り組みは、主に独立行政法人日本学術振興会による科学研究費助成事業（科研費）にかかり、文科省の定めにより学内規程及び要領を整備し適切な機関管理を行っている。応募者への支援と応募者数増加を目的に、科研費応募にかかる学内説明会を毎年開催している。</p> <p>&lt;詳細&gt;</p> <p>(1)「個人研究費」は全専任教員に対して、個人の研究が円滑に遂行されるよう配慮し、職位の区別なく年額一律 30 万円を配分している。「個人研究費取扱要領」に則り、各教員が年度初めに設定する「研究テーマ」に必要な経費として、研究旅費、研究用物品・図書、その他学会費、通信費、人件費・謝金等、多岐にわたって認められている。【資料 4-4-③-1】</p> <p>(2)「学会発表旅費補助」は国内外で開催される学会等で研究成果の発表を行うための旅費を補助し、研究活動の一層の意欲向上を図っている。令和 4 年度補助件数／国内 6 件 【資料 4-4-③-2】</p> <p>(3)「研究助成制度」は学内における研究活動を促進させ、学術研究の振興を図ることを目的に、「学校法人札幌大学研究助成規程」に則り助成を行っている。【資料 4-4-③-3】助成の内容は、個人研究（1 件 20 万円以内／総額 400 万円以内）、共同研究（1 件 50 万円以内／総額 100 万円以内）である。</p> <p>(4)「指定研究（学長政策）」は、本学にとって有益な研究を行い、効果の高い教育を実践するための基盤づくりを推進することを目的に、学長が指定する研究テーマに対し助成を行っている。（1 件 50 万円以内／総額 50 万円以内）【資料 4-4-③-4】</p> <p>(5)外部資金については、主に独立行政法人日本学術振興会が行っている科学研究費助成事業の学術研究助成基金助成金（科研費）にかかり、文科省の定めにより学内規程等を整備し、適切に機関管理を行っている。応募者への支援と応募者数増加を目的に、科研費応募にかかる学内説明会を開催している。また、科研費事務に携わる専任職員を置き、日本学術振興会への各種申請手続き及び適正な執行の確保について支援体制を整えている。新規採択件数：令和 4 年度/2 件、</p>

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

	<p>令和3年度／1件、令和2年度／2件【資料4-4-③-5~6】</p> <p>(6)また、委託研究契約に基づく受託研究費、企業との共同研究開発契約に基づく契約金の受入を行っており、契約に基づく適切な運用により研究活動の支援を行っている。【資料4-4-③-7~8】</p> <p>(7)人的支援については、本学の各種研究費制度の使途に、研究活動に必要な業務補助（人的支援）に対する「人件費・謝金」の執行制度を整備しており、各教員が必要に応じ、申請手続きを経て活用している。【資料4-4-③-9】</p>
<p>エビデンス (上記を裏付けるもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究環境に関する教員及び学生満足度調査の結果を示す資料</li> <li>・ 研究倫理の確立を示す資料</li> <li>・ 研究活動への資源の配分状況を示す資料</li> </ul> <p>【資料4-4-③-1】 令和4年度個人研究費取扱要領</p> <p>【資料4-4-③-2】 学会発表旅費補助の運用に関する申し合わせ事項</p> <p>【資料4-4-③-3】 学校法人札幌大学研究助成規程</p> <p>【資料4-4-③-4】 札幌大学指定研究（学長政策）取扱要領</p> <p>【資料4-4-③-5】 札幌大学及び札幌大学女子短期大学部における科学研究費助成事業事務取扱要領</p> <p>【資料4-4-③-6】 令和4年度札幌大学・札幌大学女子短期大学部 科学研究費助成事業—科研費—取り扱い申し合わせ</p> <p>【資料4-4-③-7】 委託研究契約書（国立大学法人北海道大学 アイヌ・先住民研究センター令和4年4月1日付け）</p> <p>【資料4-4-③-8】 共同研究開発契約書（ニッポンスリッパ株式会社 2022年1月1日付け）</p> <p>【資料4-4-③-7】 令和4年度札幌大学・札幌大学女子短期大学部 科学研究費助成事業—科研費—取り扱い申し合わせ、令和4年度個人研究費取扱要領 人件費・謝金 抜粋</p>
<p>改善・向上方策 (将来計画)</p>	
<p>自己点検評価委員会</p>	
<p>PDCA 委員会</p>	
<p>関連法令等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学設置基準第40条の3（教育研究環境の整備）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 5-1-①経営の規律と誠実性の維持

基準 5	経営・管理と財務
領域	経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計
5-1	経営の規律と誠実性
5-1-①	経営の規律と誠実性の維持
評価の視点に関する自己判定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか。</li> <li>・ 情報の公表を、法令等に基づき適切に行っているか。</li> </ul>
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っている</li> <li>・ 情報の公表を、法令等に基づき適切に行っている</li> </ul>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営の基本方針として経営の規律と誠実性の維持を表明した資料、組織の倫理・規律に関する綱領・規則など</li> <li>・ 環境保全、人権、安全に関する方針、計画、具体的措置を示す資料</li> </ul> <p>【学校法人札幌大学寄附行為】</p> <p>【札幌大学学則】</p> <p>【学校法人札幌大学就業規則】</p> <p>【札幌大学教職員行動規範】</p> <p>中長期</p> <p>学校法人札幌大学防火管理規程</p> <p>札幌大学省エネルギー推進委員会規程</p> <p>【資料 3-1-10 (ハラスメント防止のための認識すべき事項の指針)】、【資料 3-1-11 (札幌大学ハラスメントの防止等に関する規程)】、【資料 3-1-12 (人権委員会及び人権コーディネーターに関する規程)】</p> <p>この他、基本的人権及び個人の尊厳を保つための個人情報の保護に関する規程を整備し、職場の安全及び衛生管理に関して、労働安全衛生法に基づく安全衛生管理規程に則して運用している。【資料 3-1-13 (学校法人札幌大学個人情報の保護に関する規程)】、【資料 3-1-14 (学校法人札幌大学安全衛生管理規程)】</p> <p>大学ホームページのトップページに設定された「情報公開」</p>
改善・向上方策 (将来計画)	
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和3年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附行為について、閲覧に供していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 私立学校法第47条で指定している事項について、作成していない場合、または閲覧に供していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 私立学校法第63条の2で指定している事項について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 学校教育法施行規則第172条の2で指定している教育情報について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 教育職員免許法に係る認定課程を有する大学において、教育職員免許法施行規則第22条の6で指定している教員の養成の状況に関する情報の6項目について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

関連法令等	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校教育法施行規則第172 条の2（情報の公表）</li><li>・私立学校法第24 条（学校法人の責務）、第26条の2（特別の利益供与の禁止）、第33条の2（寄附行為の備置き及び閲覧）第45 条（寄附行為変更の認可等）、第47 条（財産目録等の備付け及び閲覧）、第49条（会計年度）、第63条の2（情報の公表）</li></ul>
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 5-1-②使命・目的の実現への継続的努力

基準 5	経営・管理と財務
領域	経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計
5-1	経営の規律と誠実性
5-1-②	<b>使命・目的の実現への継続的努力</b>
評価の視点に関する自己判定の留意点	<b>使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。</b>
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	中長期計画を策定し、毎年度PDCAを実施している ガバナンスコードを策定しガバナンス強化に努めている 中長期の収支見通しを作成し、財政の健全化に努めている
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営の基本方針として経営の規律と誠実性の維持を表明した資料、組織の倫理・規律に関する綱領・規則など</li> <li>・ 環境保全、人権、安全に関する方針、計画、具体的措置を示す資料</li> </ul>
改善・向上方策 (将来計画)	
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和3年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 寄附行為について、閲覧に供していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 私立学校法第47条で指定している事項について、作成していない場合、または閲覧に供していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 私立学校法第63条の2で指定している事項について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 学校教育法施行規則第172条の2で指定している教育情報について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 教育職員免許法に係る認定課程を有する大学において、教育職員免許法施行規則第22条の6で指定している教員の養成の状況に関する情報の6項目について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育法施行規則第172条の2 (情報の公表)</li> <li>・ 私立学校法第24条 (学校法人の責務)、第26条の2 (特別の利益供与の禁止)、第33条の2 (寄附行為の備置き及び閲覧) 第45条 (寄附行為変更の認可等)、第47条 (財産目録等の備付け及び閲覧)、第49条 (会計年度)、第63条の2 (情報の公表)</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 5-1-③環境保全、人権、安全への配慮

基準 5	経営・管理と財務
領域	経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計
5-1	経営の規律と誠実性
5-1-③	環境保全、人権、安全への配慮
評価の視点に関する自己判定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境や人権について配慮しているか。</li> <li>・学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。</li> </ul>
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>環境保全に関しては、省エネを意識した運営や大学の森の整備を進め、環境教育を促進する。</p> <p>人権問題に関しては、ハラスメント規程等を整備している。</p> <p>安全への配慮に関しては、コロナ対策の実施や計画的に耐震化を進めていることである。危機管理規程を策定しており、それに則り大学運営を行っている。</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の基本方針として経営の規律と誠実性の維持を表明した資料、組織の倫理・規律に関する綱領・規則など</li> <li>・環境保全、人権、安全に関する方針、計画、具体的措置を示す資料</li> </ul>
改善・向上方策 (将来計画)	
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和3年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附行為について、閲覧に供していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・私立学校法第47条で指定している事項について、作成していない場合、または閲覧に供していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・私立学校法第63条の2で指定している事項について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・学校教育法施行規則第172条の2で指定している教育情報について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・教育職員免許法に係る認定課程を有する大学において、教育職員免許法施行規則第22条の6で指定している教員の養成の状況に関する情報の6項目について、ホームページ上で公表されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法施行規則第172条の2 (情報の公表)</li> <li>・私立学校法第24条 (学校法人の責務)、第26条の2 (特別の利益供与の禁止)、第33条の2 (寄附行為の備置き及び閲覧) 第45条 (寄附行為変更の認可等)、第47条 (財産目録等の備付け及び閲覧)、第49条 (会計年度)、第63条の2 (情報の公表)</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 5-2-①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

基準 5	経営・管理と財務
領域	経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計
5-2	理事会の機能
5-2-①	使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性
評価の視点に関する自己判定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。</li> <li>・理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っているか。</li> </ul>
基準項目全体に関する自己判定の留意点	理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している</li> <li>・理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っている</li> </ul>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機動的意思決定のための仕組み（常務理事会、政策調整機関など）を示す組織図・資料</li> <li>・理事会機能の補佐体制を示す資料</li> <li>・理事会権限委任、理事の職務分担などを示す資料</li> <li>・寄附行為</li> <li>・常勤理事会規則</li> <li>・理事会規則</li> <li>・常勤監事の設置</li> <li>・学校法人札幌大学学長選考委員会規程</li> <li>・教育研究協議会</li> <li>・委員会</li> <li>・学系会議</li> </ul>
改善・向上方策 (将来計画)	
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和 3 年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会の議決を経ずに重要な規定の制定・改正・施行をしている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・理事の選任について、寄附行為に定められている規定どおり運用されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・理事会を書面で開催している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校法第35条（役員）、第35条の2（学校法人と役員の関係）、第36条（理事会）、第37条（役員の職務等）、第38条（役員の選任）、第39条（役員の兼職禁止）、第40条（役員の補充）、第44条の2（役員对学校法人に対する損害賠償責任）、第44条の3（役員の第三者に対する損害賠償責任）第44条の4（役員の連帯責任）、第44条の5（一般社団・財団法人法の規定の準用）、第48条（報酬等）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。



2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 5-3-①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

基準 5	経営・管理と財務
領域	経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計
5-3	管理運営の円滑化と相互チェック
5-3-①	法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
評価の視点に関する自己判定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか。</li> <li>・理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか。</li> <li>・教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。</li> </ul>
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っている</li> <li>・理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備している</li> <li>・教職員の提案などをくみ上げる仕組みが整備できていない</li> </ul>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理部門と教学部門との意思疎通と連携を保つための仕組みとその実効性を示す資料</li> <li>・ 教職員からの情報や提案が生かされる仕組み及びその実施状況を示す資料</li> <li>・ 法人の業務、財産及び役員の業務執行の状況などに対する監事の意見などを示す資料</li> <li>・ 監事の選任状況及び職務執行の状況を示す資料</li> <li>・ 監事の職務執行の支援状況を示す資料</li> <li>・ 評議員会への諮問状況を示す資料</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事会、評議員会、常勤理事会</li> <li>・ 教育研究協議会、学系会議、各種委員会</li> </ul>
改善・向上方策 (将来計画)	現在、教職員の提案などをくみ上げる仕組みが整備できていないため、その制度等を構築していく。例えば以前存在していた「文殊ネット」等も想定されるが、法人・教学双方が教職員からの意見・要望を充分聴き、それを反映・集約した後、適切で安定した運営ができるよう利用価値の高いもの（システム）を模索していく。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和3年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監事の職務が適切に執行されていない場合は、その状況に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 監事の監査報告書の記載に不備がある場合は、内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 監事、評議員の選任について、寄附行為に定められている規定どおり運用されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 学校法人の評議員会が、理事の定数の2倍を超える数未満で構成されている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 私立学校法第42条で掲げている事項について、理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聴いていない場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 私立学校法第46条で指定している事項について、評議員会に報告し、意見を求めている場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 評議員会を書面で開催している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私立学校法第35条（役員）、第35条の2（学校法人と役員との関係）、第37条（役員の職務等）、【第41・42・43条（評議員会）】、第44条（評議員の選任）、第44条の2（役員が学校法人に対する損害賠償責任）、第44条の3（役員が第三者人に対する損害賠償責任）、第44条の4（役員が連帯責任）、第44条の5（一般社団・財団法人法の規定の準用）、第46条（評議員会に対する決算等の報告）、第48条（報酬等）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

基準 5	経営・管理と財務
領域	経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計
5-3	管理運営の円滑化と相互チェック
5-3-②	法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性
評価の視点に関する自己判定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。</li> <li>・監事の選任を適切に行っているか。</li> <li>・監事の理事会及び評議員会などへの出席状況は適切か。</li> <li>・監事は、監事の職務を適切に行っているか。</li> <li>・評議員の選任を適切に行っているか。</li> <li>・評議員会の運営を適切に行っているか。</li> <li>・評議員の評議員会への出席状況は適切か。</li> </ul>
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備している</li> <li>・監事の選任を適切に行っている</li> <li>・監事の理事会及び評議員会などへの出席状況は適切である</li> <li>・監事は、監事の職務を適切に行っている</li> <li>・評議員の選任を適切に行っている</li> <li>・評議員会の運営を適切に行っている</li> <li>・評議員の評議員会への出席状況は適切である</li> </ul>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理部門と教学部門との意思疎通と連携を保つための仕組みとその実効性を示す資料</li> <li>・教職員からの情報や提案が生かされる仕組み及びその実施状況を示す資料</li> <li>・法人の業務、財産及び役員の業務執行の状況などに対する監事の意見などを示す資料</li> <li>・監事の選任状況及び職務執行の状況を示す資料</li> <li>・監事の職務執行の支援状況を示す資料</li> <li>・評議員会への諮問状況を示す資料</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会、評議員会、常勤理事会</li> <li>・教育研究協議会、学系会議、各種委員会 議事録</li> </ul>
改善・向上方策 (将来計画)	
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和3年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事の職務が適切に執行されていない場合は、その状況に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> <li>・監事の監査報告書の記載に不備がある場合は、内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> <li>・監事、評議員の選任について、寄附行為に定められている規定どおり運用されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・学校法人の評議員会が、理事の定数の2倍を超える数未満で構成されている場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・私立学校法第42条で掲げている事項について、理事会で決定する前に、あらかじめ評議員会の意見を聴いていない場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校法第46条で指定している事項について、評議員会に報告し、意見を求めている場合は、原則「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・評議員会を書面で開催している場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>
<p>関連法令等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校法第35条（役員）、第35条の2（学校法人と役員との関係）、第37条（役員の職務等）、【第41・42・43条（評議員会）】、第44条（評議員の選任）、第44条の2（役員の学校法人に対する損害賠償責任）、第44条の3（役員の第三者人に対する損害賠償責任）、第44条の4（役員の連帯責任）、第44条の5（一般社団・財団法人法の規定の準用）、第46条（評議員会に対する決算等の報告）、第48条（報酬等）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 5-4-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

基準 5	経営・管理と財務
領域	経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計
5-4	財務基盤と収支
5-4-①	中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
評価の視点に関する自己判定の留意点	中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現中期計画に基づき 23 年度に経常収支差額黒字化（特殊要因を除く）を目標にし、予算編成においては中長期構想に係る予算を別管理している。</li> <li>・ 中期計画に基づく長期収支見込を策定し、財務運営の参考としている。</li> </ul>
エビデンスの例示 (上記を裏付けのもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画、予算編成方針及び財務指標などを示す資料</li> <li>・ 中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画を示す資料</li> <li>・ 事業活動収支計算書関係比率（法人全体及び大学単独）、貸借対照表関係比率（法人全体）、活動区分資金収支計算書関係比率（法人全体）</li> <li>・ 文部科学省に提出した計算書のコピー（過去5 年間）又は計算書及び独立監査人の監査報告書（過去5 年間）</li> <li>・ 予算書、財産目録など（最新のもの）</li> <li>・ 金融資産の運用状況（過去5 年間）</li> <li>・ 資産運用に関する規則</li> </ul>
改善・向上方策 (将来計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中長期構想（みらいフロンティアプラン）</li> <li>・ 長期収支予想（令和3年5月理事会資料）</li> <li>・ 学校法人札幌大学2023（令和5）年度予算編成方針（案）</li> </ul>
改善・向上方策 (将来計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現中期計画が22年度に終了、23年度からの次期中期計画に合わせた財務計画に修正する必要がある。</li> </ul>
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和3年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財務状況については、事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率を中心に評価し、過去5年間の財務状況及び入学者の推移を勘案して総合的に判断し、問題がある場合は、その状況に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 予算変更について、寄附行為の定めに基づいた手続きを経て決定・執行していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 健全な財務状況ではなく、かつ中長期の財務計画が作成されていない場合、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私立学校法第45 条の2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保性

基準 5	経営・管理と財務
領域	経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計
5-4	財務基盤と収支
5-4-②	安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保
評価の視点に関する自己判定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した財務基盤を確立しているか。</li> <li>・使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスを保っているか。</li> <li>・使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。</li> </ul>
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育環境の整備の為に支出が膨らんでいる中、令和2年度には経常収支差額黒字確保、令和3年度基本金組入前当年度収支差額黒字確保、令和4年度も黒字確保見込で収入と支出のバランスは確保されている。</li> <li>・施設整備の為に、施設補助金の獲得と外部資金の導入（借入）は行っており、支払資金は高水準を維持している。</li> </ul>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画、予算編成方針及び財務指標などを示す資料</li> <li>・中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画を示す資料</li> <li>・事業活動収支計算書関係比率（法人全体及び大学単独）、貸借対照表関係比率（法人全体）、活動区分資金収支計算書関係比率（法人全体）</li> <li>・文部科学省に提出した計算書のコピー（過去5年間）又は計算書及び独立監査人の監査報告書（過去5年間）</li> <li>・予算書、財産目録など（最新のもの）</li> <li>・金融資産の運用状況（過去5年間）</li> <li>・資産運用に関する規則</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度決算経年比較表①資金収支計算書&lt;平成29年度～令和3年度&gt;②事業活動収支計算書&lt;平成29年度～令和3年度&gt;</li> <li>・2022年度事業活動予算書</li> </ul>
改善・向上方策 (将来計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育目的の達成のため、今後も施設整備は必要であり、その支出と収入のバランスを確保出来るよう補助金の獲得等の努力を継続する。</li> </ul>
自己点検評価委員会	
PDCA委員会	
参考) 令和3年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務状況については、事業活動収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率を中心に評価し、過去5年間の財務状況及び入学者の推移を勘案して総合的に判断し、問題がある場合は、その状況に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> <li>・予算変更について、寄附行為の定めに基づいた手続きを経て決定・執行していない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・健全な財務状況ではなく、かつ中長期の財務計画が作成されていない場合、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校法第45条の2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 5-5-①会計処理の適正な実施

基準 5	経営・管理と財務
領域	経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計
5-5	会計
5-5-①	会計処理の適正な実施
評価の視点に関する自己判定の留意点	学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。
基準項目全体に関する自己判定の留意点	予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計処理の適正実施については監事及び監査法人の監査により検証し、不適正な処理はない。</li> <li>・月次で予算執行状況を検証し、予算と著しくかい離が見込まれる場合等必要に応じて 補正予算を編成している。</li> </ul>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経理に関する規則</li> <li>・ 監事の監査報告書、理事会議事録（評議員会を含む）</li> <li>・ 札幌大学経理規程</li> <li>・ 監査法人の監査報告書、監事の監査報告書</li> <li>・ 月次資料 合計残高試算表、現預金出納帳、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表)</li> <li>・ 理事会資料（3月補正予算）</li> </ul>
改善・向上方策 (将来計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計処理について疑義がある場合には監査法人に確認することを励行し、不適正処理の発生防止に努めている。</li> </ul>
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和 3 年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不適切な会計処理があった場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

基準 5	経営・管理と財務
領域	経営の規律、理事会、管理運営、財務基盤と収支、会計
5-5	会計
5-5-②	会計監査の体制整備と厳正な実施
評価の視点に関する自己判定の留意点	会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。
基準項目全体に関する自己判定の留意点	予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計監査は監事監査、監査法人の監査（年4回）の体制で厳正に実施している。</li> <li>・ 監事1名が常勤となり、月次資料を常勤監事まで回章することで、会計監査の実効性を高めている。</li> <li>・ 必要に応じて補正予算を編成している。</li> </ul>
エビデンス (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経理に関する規則</li> <li>・ 監事の監査報告書、理事会議事録（評議員会を含む）</li> <li>・ 学校法人札幌大学経理規程</li> <li>・ 監事の監査報告書、監査法人の監査報告書</li> <li>・ 理事会資料（3月補正予算）</li> <li>・ 月次資料（合計残高試算表、現預金出納帳、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）</li> </ul>
改善・向上方策 (将来計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計監査の体制は整備されており、今後は監査を受ける側の体制を充実させ監査の実効性をより高めてゆく。</li> </ul>
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和3年度判断例	・ 不適切な会計処理があった場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。
関連法令等	

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 6-1-①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

基準 6	内部質保証
領域	組織体制、自己点検・評価、PDCAサイクル
6-1	内部質保証の組織体制
6-1-①	<b>内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立</b>
評価の視点に関する自己判定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。</li> <li>・内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。</li> <li>・内部質保証のための責任体制が明確になっているか。</li> </ul>
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>内部質保証に関する全学的な方針を打ち出すための組織・体制については未だ整備しておらず、その構築に向け作業を開始したところである。現在、質保証を定期的に点検・評価する組織として、学長の下に「自己点検・評価運営会議」、それを実行する「自己点検・評価実施委員会」がある。また、大学の中期計画を策定するものとして、新中期計画の策定を教学の意見・要望を踏まえながら法人主体の会議で進めることとしている。このほか、点検・評価を行うための教学・事務組織として従来より「FD・SD委員会」が設置されており、近年「IR推進室」を設け、事務作業の強化を図っている。内部質保証の責任体制という面では、前述の各組織がそれぞれ機能し、一定の効果を上げている。ただし、機関同士における情報共有や連携強化をより進め、理事長・学長を主体とする内部評価に加え、認証評価以外の外部評価を積極的に導入し、全学的な業務改善につながる仕組みを早急に確立していくことが重要である。</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部質保証に関する全学的な方針を示す資料</li> <li>・内部質保証のための組織及び責任体制を示す組織図・資料</li> </ul> <p>自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会、自己点検・評価規程</p>
改善・向上方策 (将来計画)	<p>本件は、大学の質保証の観点から極めて重要な事項であり、教職員の意識を醸成させながら早期に、かつ、組織的に進めていく。</p>
自己点検評価委員会	
PDCA委員会	
参考) 令和3年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部質保証の組織や責任体制が全く構築されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・内部質保証の組織や責任体制などに問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。



2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 6-2-①点検・評価の実施とその結果の共有

基準 6	内部質保証
領域	組織体制、自己点検・評価、PDCAサイクル
6-2	内部質保証のための自己点検・評価
6-2-①	内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
評価の視点に関する自己判定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。</li> <li>・エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的実施しているか。</li> <li>・自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか。</li> </ul>
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>不定期ではあるが、学長の下、自己評価（本学が自ら点検・評価し、公表するもの）を行ってきており、教育の質向上に努めてきた。評価項目の判断は、エビデンスに基づき客観的に行われている。また、これまで認証評価を数度受審し、認証評価機関からの指摘・意見等に対しては、対応する部署（自己点検・評価運営会議等の教学組織）に法人が加わり、全学的・組織的に改善方を立案・実行し、その対応結果を速やかに公表している。なお、認証評価の結果についても、役員、教職員等がその情報をしっかりと共有し、直ちに社会に公表するとともに、同時に改善方を打ち出している。今年度以降は、単年度ごとに行う自己評価においても、速やかに各業務の検証・改善を行う。また、本学における中長期構想のうち、中期計画のPDCAについても、毎年度検証と改善を行っており、大学運営にかかわる予算積算とも綿密に連動させ、適正な法人・教学運営に資している。</p> <p>学校教育法に基づく認証評価の各認証評価機関における点検・評価項目と照らしあわせながら実施する自己評価と、この中期計画のPDCA結果を自己点検・評価の実績として、適時・適切なかたちで毎年度公表する。今後、内部質保証を実証する仕組みづくりに向けたスキームの構築や、実施を見据えた各制度の機能向上等、質保証の実効化を目指していく。</p>
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の項目を示す資料</li> <li>・自己点検・評価及び認証評価などの外部評価の結果の共有と社会への公表の状況を示す資料</li> <li>・IR機能の構築及び活動状況を示す資料</li> </ul> <p>自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会、自己点検・評価規程</p>
改善・向上方策 (将来計画)	本件は、大学の質保証に向け、適正な点検・評価体制の観点から、極めて重要な事項であり、教職員同志の情報共有に努め、社会情勢も加味しながら、早期に、かつ、組織的に進めていく。
自己点検評価委員会	
PDCA委員会	
参考) 令和3年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学の自主的な自己点検・評価が実施されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・自己点検・評価の実施方法や体制に重大な問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> <li>・自己点検・評価報告書がホームページ上で公開されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

関連法令等	<ul style="list-style-type: none"><li>・学校教育法第109 条（認証評価制度）</li><li>・学校教育法施行規則第166 条（点検及び評価）</li><li>・大学設置基準第1条（趣旨）</li></ul>
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点 6-2-② IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

基準 6	内部質保証
領域	組織体制、自己点検・評価、PDCAサイクル
6-2	内部質保証のための自己点検・評価
6-2-②	IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析
評価の視点に関する自己判定の留意点	現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備しているか。
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	IR 室を設置し、データの収集や分析によって業務改善等に活用している。これらは、教育の質的向上に連動している。今後、さらに専門性・正確性を高めていくため、自己研さんを適宜奨励することや、SD 活動をさらに加速させることにより、その効果を確実に証明していく。このほか経験者の登用や人員確保なども重要なことであり、それらを充分勘案し、業務を総合的に改善していく。
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の項目を示す資料</li> <li>・ 自己点検・評価及び認証評価などの外部評価の結果の共有と社会への公表の状況を示す資料</li> <li>・ IR 機能の構築及び活動状況を示す資料</li> </ul> 教学 IR 規程、教学 IR 委員会
改善・向上方策 (将来計画)	本件は、全員が共有・理解していく重要な事項であり、教職員にしっかりと周知・徹底を図って組織的に進めていきたい。あらためて IR の意義と重要性を認識していく。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和 3 年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学の自主的な自己点検・評価が実施されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 自己点検・評価の実施方法や体制に重大な問題がある場合は、その内容に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 自己点検・評価報告書がホームページ上で公開されていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育法第109 条 (認証評価制度)</li> <li>・ 学校教育法施行規則第166 条 (点検及び評価)</li> <li>・ 大学設置基準第1条 (趣旨)</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

評価の視点6-3-①内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

基準 6	内部質保証
領域	組織体制、自己点検・評価、PDCAサイクル
6-3	内部質保証の機能性
6-3-①	<b>内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性</b>
評価の視点に関する自己判定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映しているか。</li> <li>・ 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。</li> </ul>
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを起点とした教育面の質保証、及び大学全体の業務改善（体制の構築、規程等の整備含む）を継続的に行っている。3ポリシーについては、大学の目的や教育に充分反映しており、質保証の観点から整合性がある。また、これらを踏まえ、教学マネジメントの推進と大学の使命・目的が確実に達成できる仕組みづくり（PDCA サイクルの再構築を含む業務の点検・検証）も進めていく。本学独自の自己評価や、認証評価、外部評価等の結果を踏まえ、中長期的な計画を、教学の意見を加味しながら、法人が中心となって教育研究の質的向上と内部質保証を立証できるよう、様々な改善・改革に取り組んでいく。
エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三つのポリシーを起点とした教育の質保証活動とその結果に基づく改善状況を示す資料</li> <li>・ 自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果への活用状況を示す資料</li> </ul> 自己点検・評価運営会議、自己点検・評価実施委員会、自己点検・評価規程
改善・向上方策 (将来計画)	本件は、3ポリシーに基づく教育の質保証という全学にかかわる重要な課題であると認識している。今後も、教職員が一丸となり、質保証のための内部統制や、学内の秩序維持も含め、積極的に、かつ、組織的に進めていく。学内の情報共有と社会への発信が重要である。
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和3年度判断例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己点検・評価結果が大学の運営に反映されていない場合は、その状況に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 「基準1」から「基準5」において、公表する「改善を要する点」により、内部質保証システムの機能性に問題がある場合は、その状況に応じて判断し、「改善を要する点」又は「参考意見」として指摘し、公表する。</li> <li>・ 事業計画及び事業に関する中期的な計画の内容について、直近の認証評価の結果が全く踏まえられていない場合は、「改善を要する点」として指摘し、公表する。</li> </ul>
関連法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校教育法施行規則第165条の2（方針の策定）</li> <li>・ 大学設置基準第1条（趣旨）</li> <li>・ 私立学校法第45条の2（予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画）</li> </ul>

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

基準 A	地域貢献
領域	
A-1	<例>アイヌ文化の担い手の育成を目指して～ウポポイ運営財団との連携活動
A-1-①	目的・テーマなど
評価の視点に関する自己判定の留意点	
自己判定	満たしている ・ 満たしていない
自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)	<p>本学は、昭和 42（1967）年の開学以来、建学の精神・教育目標・5 つの教育方針（1 頁参照）に基づき、「地域に貢献する人材」の育成を目指し、学生を社会に送り出してきた。平成 25（2013）年の 1 学群以降、「地域共創学群」へと改組した際にも、これまでの教育目的を受け継ぎ、幅広い教養と確かな実践力を備え、地域の未来を創ることができる人材、すなわち「地域共創人」の育成に取り組んでいる。</p> <p>平成 25（2013）年に、地域交流・貢献、国際交流の窓口を 1 か所に集約し、一体的に地域貢献・国際交流を推進する「札幌大学インターコミュニケーションセンター」を設置した。地域再生の拠点として生涯学習の場を提供し、地域づくりや教育支援など、本学の学生はもちろん、地域住民にも開放され、本学と地域との様々な交流や連携が生まれたが、更なる発展を目指し、令和 4 年 6 月に地域連携課を設置し、同年 8 月に地域連携センターを稼働させた。学生が地域貢献・交流活動に参加することは、本学が教育の特色としているアクティブ・ラーニングそのものと言える。アクティブ・ラーニングは、学内外を問わず自主的な活動や研修等を通じて深く社会と関わり問題発見力、解決能力など社会人として求められる実践的な力を養うことを目的としており、本学の独自教育である専攻を横断し体系化されている「みらい志向プログラム」にも広く取り入れられている。</p> <p>本学独自の学びのひとつとして、アイヌの歴史文化を本格的に学ぶことができる専攻を有し、正課教育のほかにも「一般社団法人札幌大学ウレシパクラブ」との共同によりアイヌ文化への理解促進と継承へ向けた取り組みを推進している。令和 2 年にはアイヌ民族に関する教育研究成果をもとに「札幌大学アイヌ文化教育研究センター」を設立、令和 4 年には民族共生象徴空間（ウポポイ）を運営する「公益財団法人アイヌ民族文化財団」と連携協定を締結するなど、国内外へ向けたアイヌ民族に関する理解促進の取り組みを推進している。令和 4 年度からは全学生に開かれた教育プログラムとして「アイヌ文化スペシャリスト養成プログラム asir(アシリ)」を開設した。本学の強みを活かした教育と連動する社会活動のなかで、学生は地域において他者を理解し新たな価値を創り出す力が育まれている。</p> <p>この他、高校・地域と大学の三者で取組む「高大地連携」、探究学習をベースにした高校との新たな取組みとなる「高大接続」、そして、住民減少や地域課題等を抱えている地域との取組みとなる「地域連携」、他大学との連携など、教員と学生がその地域に出向き、共に課題を共有し解決策を探る取組みを通すことにより、学生が地域に係る者と共に新たな価値を創造する力を身につける学びを通し、地域に貢献</p>

	<p>する人材となるよう、教育プログラムの充実を推し進めている。 以下が連携に関する取組みの事例である。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高大地連携             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) むかわ町・鷗川高校との連携（令和 4 年度）</li> <li>(2) 夕張市・夕張高校との連携（令和 5 年度）</li> </ol> </li> <li>2. 高大接続             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 新陽高校との連携</li> <li>(2) 丘珠高校との連携</li> <li>(3) 網走南ヶ丘高校との連携                     <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 松前高校との連携（現在進行中）</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>3. 地域との連携             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 美幌町との連携に向けた取組み</li> <li>(2) 松前町との連携に向けた取組み</li> </ol> </li> <li>4. 大学間との連携             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 松本大学、鹿児島国際大学との三者連携</li> <li>(2) 北海道文教大学との連携</li> </ol> </li> <li>5. 自治体・民間企業・教育機関等との連携             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 北海道</li> <li>(2) 北海道議会</li> <li>(3) 公益財団法人アイヌ民族文化財団</li> <li>(4) サツドラホールディングス株式会社</li> <li>(5) コープさっぽろ、北海道文教大学</li> <li>(6) 学校法人田中学園</li> <li>(7) 三重県松阪市</li> <li>(8) 北海道バスケットボールクラブ（レバンガ北海道） など</li> </ol> </li> </ol>
<p>エビデンスの例示 (上記を裏付けるもの)</p>	<p>これら取組みについては、今年度 6 月に設置された地域連携課が中心となり、当該連携事項の取組みをニューズレターとして発刊している。既に 10 刊を発刊しているが、教職員や学生へのヒアリングなどを行い、取組みに関する感想などを入れ込んでいる。また、三者連携「むかわ町・鷗川高校」との取組みについては、内閣府「関係人口創出・拡大のための中間支援モデル構築事業」にも採択されており、共同実施団体が行うアンケート調査により、学生の成長に関するエビデンスを図っている（年度途中であるためアンケート実施を行っている最中である）。</p> <p>加えて、連携先の高校や町、参加している学生が行う授業評価アンケートなどを参考に、次年度のプログラム運営に反映するなどの取組みを行っている。</p>
<p>改善・向上方策 (将来計画)</p>	<p>開学以来、建学の精神「生氣あふれる開拓者精神」に基づき、地域に貢献する人材育成に努めてきた。平成 25（2013）年の 1 学群への大きな改革時にあっても「地域共</p>

2022 年度 自己点検・評価シート【札幌大学・札幌大学大学院】

	<p>創力」をもった人材、すなわち他者と協働して地域の新たな価値を創造する人材育成を前面に押し出し現在に至っている。開学以来、地域との関係を育むことを大切に、本学が位置する西岡地区のみならず豊平区、札幌市、北海道との地域連携活動に携わってきた。現在は地域連携センター・地域連携課が、地域貢献・交流の拠点となる施設（みらい共創スクエア）を整備し、本学学生が時に授業の一環として、また、時にはボランティアとして地域貢献活動に参加している。</p> <p>本学は基準 A を満たしていると判断する。</p>
自己点検評価委員会	
PDCA 委員会	
参考) 令和 3 年度判断例	
関連法令等	

※自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)は、エビデンスに基づき簡潔に記述してください。

2023年9月11日

札幌大学学長 大森 義行 殿

【会社名】サツドラホールディングス株式会社

【部署名】CEO 室 インキュベーションチーム

## 2022年度 自己点検・評価シート指摘事項

貴校からの委嘱に基づき 2022年度自己点検・評価シートの内容について確認、評価をおこないました結果、下記の通りご指摘申し上げます。

### 記

指摘事項①	対象評価	2-5 ① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理 (もしくは 5-1 ③ 環境保全、人権、安全への配慮)
	指摘項目	改善・向上方策
	指摘内容	施設設備の耐震化のみならず設備の老朽化への確認作業、安全配慮義務の周知等の徹底も検討すべきものと思料いたします。
指摘事項②	対象評価	5-1 ① 経営の規律と誠実性の維持 5-2 ① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性 5-3 ① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化 5-3 ② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性
	指摘項目	自己判定の理由
	指摘内容	自己判定の理由については主観ではなく極力客観的な事実を用いたことを表記すべきものと思料いたします。

以上



# 付記事項等意見書

付記事項意見箇所

【基準A】地域貢献（P 85～87）

自己判定の理由

（修正意見ではなく付帯意見として）

都市部の私立大学と地方の道立高校及び自治体のそれぞれ立場の異なる3者が教育という共通理念をもって、包括的な連携を行うことは極めて稀な事例であることと認識しています。

人口減少が進む地方にとって、今後は更に課題が山積することが予想され、その課題解決には発想力や行動力を有する新たな価値を創造できる人材が求められており、その人材育成に対しては、これまでになかった、高校、大学及び地域が連携することで様々な相乗効果が生まれることと推察しています。

また、自治体からの視点として、貴学は建学の精神に基づく活動を展開しているものと感じており、地域に貢献する人材育成を目指して、令和4年度は多くの貴学の学生が来町し、地域の高校生や大人と協働で取り組む姿が見られました。

その流れを継続いただきたく、学生に対しては、貴学の授業等を通じて、地域の魅力や課題に在学中に触れ合う機会提供をいただくとともに、地域で活躍する人材を育成し、貴学から多くの人材が輩出されることを期待しています。

令和5年 7月11日

むかわ町総務企画課政策推進グループ